

REPORT2023

のとさん



のと共栄信用金庫

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



目次

< 地域貢献ディスクロージャー >	2	16. 信用リスクに関する事項	24
< 概況及び組織 >	7	17. 信用リスク削減手法に関する事項	27
1. 基本理念	7	18. 市場リスクに関する事項	27
2. 行動指針	7	19. 流動性リスクに関する事項	28
3. 事業の組織図と役員・執行役員一覧	8	20. オペレーショナル・リスクに関する事項	28
4. 事業の概況	9	21. 金利リスクに関する事項	29
5. 主要な事業の内容	11	22. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項	29
6. 内部管理基本方針	12	23. 証券化エクスポージャーに関する事項	30
7. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み	13	24. 株式等エクスポージャーに関する事項	31
8. お客様本位の業務運営に関する取組み	15	25. 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況	32
9. コンプライアンス（法令等遵守）体制	16	26. 総代会	33
10. お客様の個人情報保護について	16	27. 役職員の報酬体系	35
11. 苦情処理措置・紛争解決措置等のご案内	18	28. あゆみ	36
12. 反社会的勢力の取引遮断について	19	29. 店舗のごあんない	39
13. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する取組み	20	30. 店舗外現金自動機コーナーのごあんない	39
14. リスク管理体制に関する事項	21	31. 手数料一覧	40
15. 自己資本に関する事項	21	< 資料編 > 目次	45

ごあいさつ

さわやかな初夏の季節を迎え、皆さまには益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は私ども「のとしん」に対し格別のご愛顧とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も当金庫の現況についてより深いご理解をいただくため「REPORT2023 のとしん」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。



令和4年度も引き続きコロナ禍のなかでありましたが、政府は9月に新型コロナウイルス感染症の終息を待たずに経済活動の平常化へ舵を切り外国人観光客の受け入れ上限の撤廃も行いました。景気は穏やかに持ち直していますが、多くの中小企業者は人手不足や物価高などの問題に直面し、いまだコロナ前の売上に戻る事業所も少なく引き続き厳しい状況が続いています。のとしんはお客様の事業内容の理解を深め課題を把握し、その解決に向けてともに取り組む本業支援を行っており、その取組みを資金繰り支援に加え営業活動の中核に位置付けています。

令和4年4月に「のとしん課題解決支援ローン【^{しつぷうけいそう}疾風勁草】」を発売しました。これは営業店と本部が連携して本業支援を行うことによりお取引先の課題解決を目指し、経営改善、事業安定に寄与することで持続的な地域経済の発展に資することを目的としたものです。「疾風に勁草を知る」とは、苦難の時ほどその人の真価が判るという意味の中国故事です。のとしんは地域やお客様の苦難の時にこそ金融機関としての真価を発揮し、地域で一番頼りにされる存在でありたいと考えています。

こうした取り組みを行うなかで、のとしんの令和4年度の決算は、預金残高 334,390 百万円、貸出金残高 177,370 百万円となりました。また自己資本比率は 13.20%と必要な国内基準 4%を大幅に上回っています。一方、収益面では経常収益が前期比 185 百万減の 3,886 百万円、本業益であるコア業務純益は前期比 25 百万円減の 696 百万円となりましたが、経常利益は前期比 49 百万増の 340 百万円、最終利益も前期比 37 百万増の 203 百万円と減収増益となりました。経常利益、最終利益とも3期連続の増益です。

地域を取り囲む環境が厳しさを増す中、のとしんが担うべき役割はますます重要なものとなると思われますが、地域金融機関の使命、地域経済を全力で支えお客様のために奉仕するという基本理念を忘れることなく、この金融変革時代に役職員一丸となって立ち向かっていく所存です。

何卒、皆さまにはより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

令和5年7月

理事長 鈴木 正 俊

のとしんと地域社会

■ のとしんが考える地域貢献について

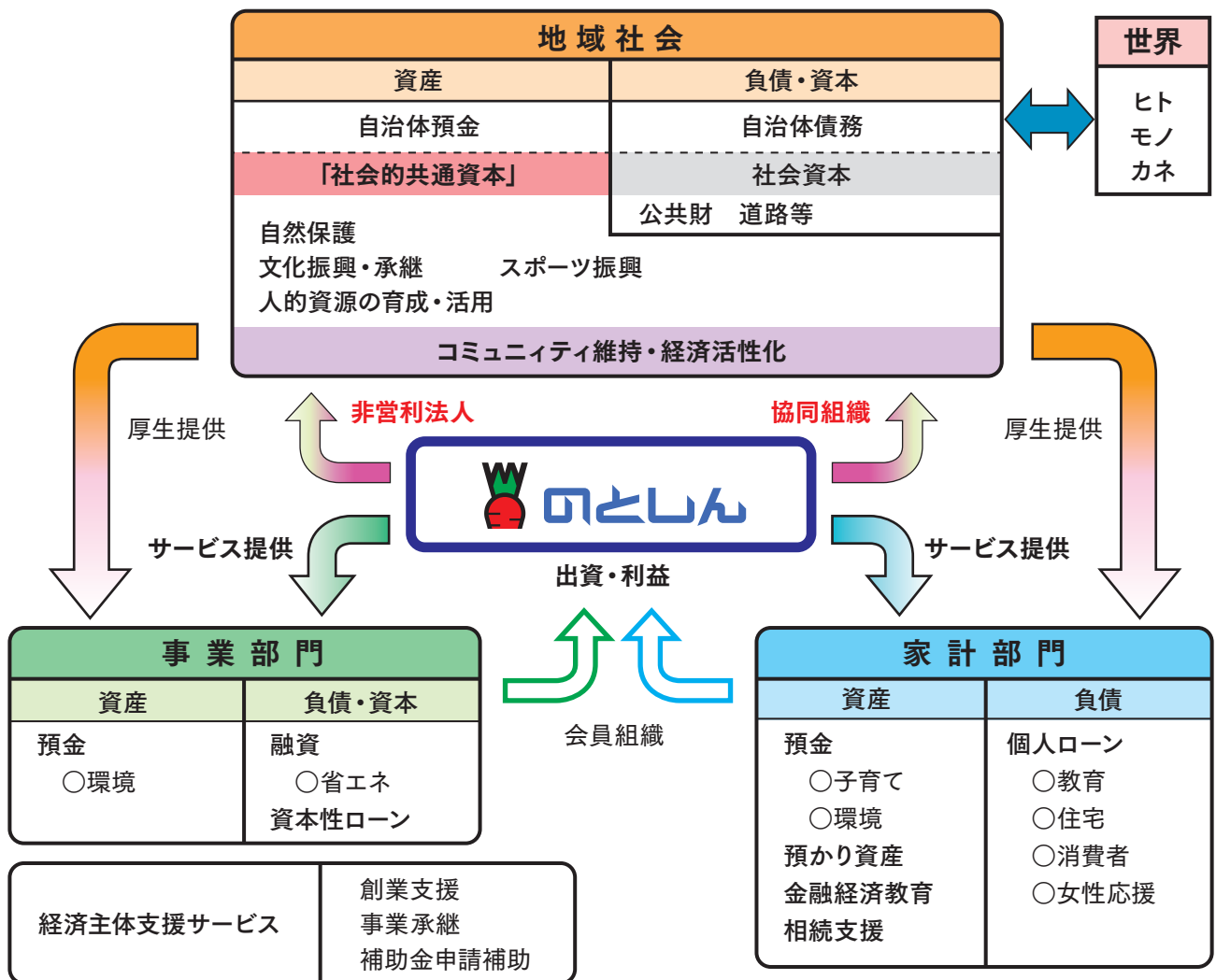
のとしんは、能登・金沢地域を事業区域として、地元の中小事業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の目的として運営されている相互扶助を理念とする金融機関です。

お客様の大切な資金をお預かりし、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行うとともに、各種の経営支援を行っております。またお客様の資産形成に資することによって、地元の事業や生活の繁栄へのお手伝いをするとともに、地域社会の一員として中小事業者や住民の皆様と強いきずなで結ばれたネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。

また、これらの金融機能以外にも地域の「社会的共通資本」ともいうべき「自然保護」や「文化振興・承継」及び「人的資源の育成」、「地域コミュニティの維持」等を通じて、地域社会の維持・発展に貢献していきたいと考えます。

すなわち、のとしんは、地域社会の維持・発展を目的とする、金融を核としたサービス(厚生)を提供できる共同組織を目指しております。

地域社会の維持・発展を目的とする 金融を核としたサービス業



お金を貸す前に知恵を貸す(課題解決型、提案型営業)

あんがと営業(顧客本位の業務運営)

森を育てる(長期的な視点で収益管理)

お金の他産地消(外からの資金流入と支出は地域内循環)

わたしたちは、のとしんです

■ 文化的・社会的貢献活動

「地域社会の一員であること」

それがのとしんの原点です。

愛すべきこの地域の発展のためにできることを、わたしたちはさまざまな角度から、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

“小さな出会いを大きなふれあいへ” 今日あなたのそばで……のとしんです。

◆地域貢献活動への参加

平成7年より毎月17日をボランティアの日と定め、各地域での清掃活動等を実施しています。本活動は、令和5年3月末で324回を数えました。また、この活動は、平成29年6月に行われた第28回全国「みどりの愛護」のついでに国土交通大臣表彰を受けております。

また、令和2年8月に、道路美化・清掃功労者に対する国土交通大臣表彰を受けました。

今後も、地域活動に積極的に取り組んでまいります。



4.7.19
毎月のボランティア活動



4.7.25
本店営業部にてカブトムシのプレゼント



4.8.23
鳴和支店において献血活動



4.10.17
毎月のボランティア活動



4.10.31
金沢マラソンのボランティア活動



5.3.12
能登和倉万葉の里マラソンの
ボランティア活動

◆パートナーシップによる地域振興

地域団体、業界団体と連携し、地域のために力を合わせて取り組んでいます。



4.10.1 集まれ、いきもの調査隊「集まれ調査隊！高階地区を全員で調査せよ」イベント開催



5.2.10 第2回地方創生 SDGs金融表彰において「ななおSDGsスイッチ！」が北陸で初めて受賞

■ のとしん環境保全活動

「自然豊かなふるさとを次代の子どもたちに残すために」

当金庫は、CSR(企業の社会的責任)を重視する金庫経営を目指し、特に社会的な問題となっている「人口減少」と「環境問題」を地域における重要課題として捉え、取り組んでおります。

豊かな自然に恵まれた能登をはじめ“いしかわ”のかけがえのない環境を保全し、次代を担う子どもたちに自然豊かなふるさとを引き継いでいくことは、企業市民としての責務であるとの考えから、事業活動に伴う環境負荷の低減をはじめ、金融機能を通じて企業や個人の環境保全活動の支援等、地域と一体となった環境配慮型経営に取り組み、地域経済の発展、豊かな地域社会づくりに貢献していきたいと考えております。



第29回信用金庫PRコンクール
全信協会長賞受賞ポスター

◆ のとしんの森づくり

当金庫では、平成20年5月1日に石川県と「企業の森づくり」協定を締結し、中能登町の石動山県有林3haにおいて森づくり事業を始め現在に至ります。

◆ のとじまの松林再生活動

平成26年7月1日に石川県と「企業の森づくり」協定を締結し、七尾市能登島半浦地区の県有林において松林再生活動に取り組んでおります。

「森づくりファンド」は当金庫創設の基金です。

地球温暖化の原因である“二酸化炭素(CO2)”の吸収を図るため、能登の森で人工林の整備、植林などを中心に、「石川県」や「公益社団法人石川の森づくり推進協会」の技術指導のもと、ボランティア等のご協力を得ながら環境保護活動を実施しております。おかげさまで15年目となる昨年度も多くのお客さまに“森づくりファンド”にご賛同いただき、本定期預金に89億円のお預け入れをいただきました。このお預け入れ額を基にした「当金庫の拠出金」を活動資金とし、石動山(中能登町)の「ボランティアの森ゾーン」において、枝打ち、間伐、苗木の植樹、林道清掃などを行っております。

これまでに行った森づくりの結果、県が創設した「森林整備活動CO2吸収量認証制度」で、累計267.0トンの二酸化炭素を吸収したものと認定されました。

また、日本治山治水協会・日本林道協会の「令和3年度治山林道コンクール・第44回林道維持管理コンクール」で、石動山亀石線での活動が、石川県中能登農林総合事務所との連名で農林水産大臣賞を受賞いたしました。

加えて、平成26年からは「のとじまの松林再生活動」を開始しました。近年、薪を使わなくなったことなどにより松林の手入れが行き届かなくなったことや、松くい虫や台風の被害等により松林が衰退、荒廃しているなか、こうした松林の再生活動を通じて里山づくりを推進し、自然豊かな能登の原風景の再生を目指しております。令和4年度は11月に地掻き、下刈りなどを行いました。

【森づくりファンド 令和4年度収支】

単位:千円

期 初 基 金 残 高		3,342
収 入	基 金 額	200
	うちご預金者からの寄付額	0
	うち当金庫拠出額	200
	うち決算利息	0
支 出	支 出 計	1,351
	第26回石動山の森づくり活動	104
	第9回のとじまの松林再生活動	146
	虫探しクエスト作成費用	1,100
期 末 基 金 残 高		2,191



4. 7. 30 第26回石動山の森づくり活動



4. 11. 19 第9回のとじまの松林再生活動

■ 長谷川等伯再発見ファンド事業

「地域文化の“振興および次代への承継”」

当金庫は平成22年から、ふるさと文化応援定期預金「長谷川等伯再発見ファンド“等伯”」を発売し、お客様からその利息の一部をご寄付いただき、その浄財の活用により「長谷川等伯ふるさと調査」を実施してきました。

画聖の没後400年を記念し、能登時代に信春と名乗った等伯の実像を探る目的で、平成22年7月からの5年間に亘り現地調査を行い、等伯研究に意義のある数々の成果をあげることができました。

また、平成28年8月から平成30年度までの3年間、等伯という稀代の絵師を生んだ戦国時代の七尾城と、七尾城下町で花開いた能登畠山文化の実像を明らかにする調査事業「能登畠山文化の源流をゆく」を実施しました。畠山氏のもと、都に劣らない一流の文化が花開き、戦国期随一の文化大名だったことが明らかになるとともに、七尾城の庭園跡などの往年の栄華を伝える物証を初めて確認するなど、畠山文化への理解が深まりました。

更に、令和元年度からは、再び長谷川等伯の調査を3か年計画で立ち上げ、かつての調査では明らかにできなかった等伯のルーツとも呼ぶべき養祖父・無分（無文）、等伯の上洛以降の「空白の17年」、等伯後の長谷川派の子孫や門人などの足跡を追う調査を行い、新たな等伯の足跡を発見することができました。以上をもって「長谷川等伯ふるさと調査」から足かけ10年に及ぶ調査を終えました。

◆ 『長谷川等伯再発見ファンド』について

1. 事業内容

○歴史・文化継承活動

高度な文化的土壌と豊かな風土のなかで培われ、受け継がれてきた地域の文化遺産を次の百年へと発展、継承していくための活動を行います。

○足跡の調査・研究活動

能登で活躍した時代の足跡を調査・研究し、埋もれてきた等伯伝説を明らかにすることで、文化遺産としての価値を高めます。

○作品収集への支援活動

作品収集を支援することで、等伯生誕地としての地域ブランドの向上を目指します。

○情報発信活動

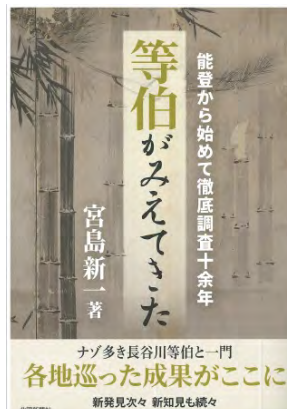
等伯の魅力を広めるための啓発活動、情報発信活動を行います。

2. 活動資金

“ふるさと文化応援定期預金”の取扱いによる「お客さまからの寄付金」および「当金庫の拠出金」を活動資金とします。

【等伯ファンド 令和4年度収支】 単位：千円

期 初 基 金 残 高		—
収 入	基 金 額	300
	うちご預金者からの寄付額	0
	うち当金庫拠出額	300
	うち決算利息	0
支 出	事業なし	—
	計	—
期 末 基 金 残 高		300



■ のとしんのSDGsへの取組み

当金庫はこれまで、地域金融機関として、地域の皆様の幸せと地域社会の繁栄を願い、地域の課題の解決に向けた様々な取り組みを行ってきました。今般、SDGsの理念が広く一般に浸透しつつあるなか、当金庫としてもその取組みに賛同し、「のと共栄信用金庫SDGs宣言」を行い、その理念を経営に反映させることで、これまで以上に地域の皆様とのパートナーシップを強化し、共に持続可能な地域社会を目指すことといたしました。

のと共栄信用金庫 SDGs宣言

のと共栄信用金庫は、地域社会の一員として、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に賛同し、その達成に向けた取り組みを通じ、持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。

令和元年6月17日

のと共栄信用金庫理事長 鈴木正俊

当金庫のSDGsの取組概要

SDGsとは、平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標」で、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

当金庫では、SDGsを、地域社会のさまざまな関係者が、それぞれの領域や立場を超えて、ともに幸せな地域の未来を描きつつ、持続可能な地域社会の実現に向けて、協働して取り組むチャレンジと位置付けました。

当金庫は、基本理念『心』の精神のもと、地域社会のさまざまな関係者とのパートナーシップを強化するとともに、SDGsの理念を経営に反映させることで、地域社会とともに持続的に成長してまいります。



【重点推進項目】

① 中小事業者の皆様の創業、成長、発展、承継を通じた地域経済の持続的発展 お客様のより安心で豊かな生活を実現するための資産形成支援	
	- 付加価値営業力の強化とコンサルティング機能の拡充 - マネー・アドバイザーの能力向上とあんがと営業（顧客本位）の徹底 - 地域産業の活性化支援 - アフォーダブル社会の実現に向けたお客様支援の推進
② 豊かな自然環境と地域の魅力的な文化・遺産の保全保護及び発信	
	- コロナ禍における学生支援活動の推進 - 里山里海保全活動と次世代への継承 - 環境配慮素材の利用促進 - 長谷川等伯を活かした地域文化振興活動の継続実施
③ パートナーシップ力の強化と協働の推進	
	「のとしんふるさと基金」を活用した助成の実施 - 地域関係機関・団体と連携し事業効果の波及拡大 - 企業版ふるさと納税制度を活用した地域事業支援 - お金の他産地消に向けた取組み推進

概 況 及 び 組 織

1. 基本理念

心

基本理念

人びとの幸せと

郷土の繁栄をねがい

すばらしい^{あした}未来を実現するために

若さと誠意と情熱をもって

たゆみなく前進します

2. 行動指針

「心を大切にする」ころ

行動指針

まごころで接しよう そこに信頼が芽ばえる

笑顔でつつもう みんなが心豊かになる

思いやりをもとう まわりに幸せが広がる

創意をみがこう そこに活力が生まれる

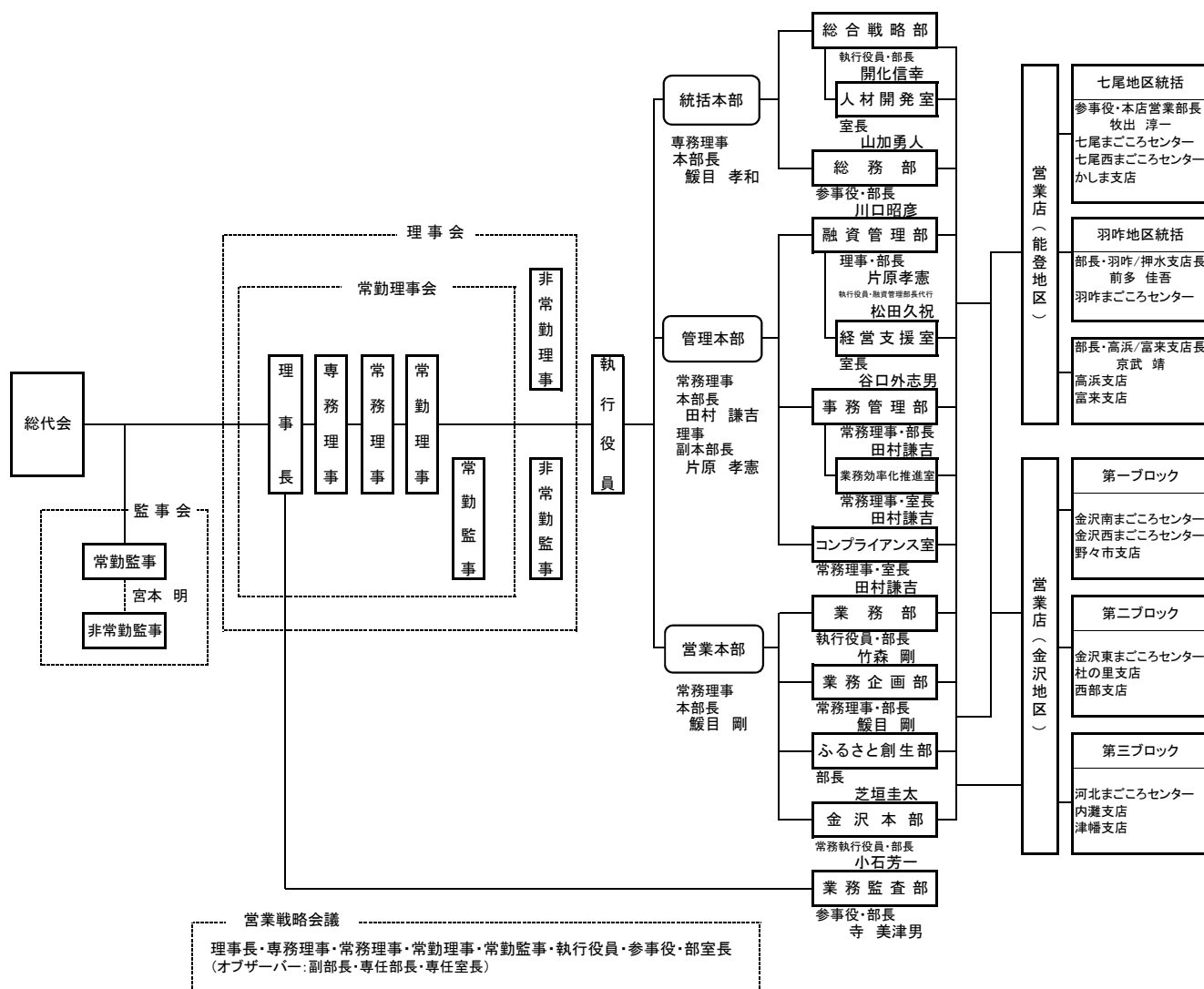
チャレンジしよう そこにこそ^{あした}未来が開ける

のとしんの基本理念、行動指針の底に流れているものは、人と人とのかわり合いを大切にする心であり、相手の身になって考えることを生きがいとする心です。

のとしんの役職員一人ひとりが、地域社会やそこに住むすべての人々に支えられていることを深く認識し、基本理念、行動指針の「心」のもと、それぞれが力を合わせ、役割や責任を果たして行きたいと考えております。

3. 事業の組織図と役員・執行役員一覧

(令和5年7月1日現在)



【役員・執行役員一覧】

理事長	鈴木 正俊	代表理事 (※1)
専務理事	鰐目 孝和	代表理事・統括本部長
常務理事	田村 謙吉	代表理事・管理本部長
常務理事	鰐目 剛	営業本部長
常勤理事	片原 孝憲	管理本部副本部長
理事	小田 與之彦	(※1)
理事	小松 栄子	(※1)
理事	伊藤 康夫	
常勤監事	宮本 明	
監事	池水 龍一	(※2)
監事	吉川 外喜男	
常務執行役員	小石 芳一	金沢本部長
執行役員	松田 久祝	融資管理部長代行
執行役員	竹森 剛	業務部長
執行役員	開化 信幸	総合戦略部長

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

<営業店(能登地区)> (11店舗)

- ・七尾まごころセンター(2店舗)
(本店営業部・川原町支店)
- ・七尾西まごころセンター(2店舗)
(和倉支店・鹿北支店)
- ・羽咋まごころセンター(2店舗)
(羽咋支店・押水支店)
- ・外 高浜支店・富来支店・かしま支店・穴水支店・輪島支店

<営業店(金沢地区)> (13店舗)

- ・河北まごころセンター(2店舗)
(七塚支店・宇ノ気支店)
- ・金沢南まごころセンター(2店舗)
(久安支店・八日市支店)
- ・金沢東まごころセンター(2店舗)
(森本支店・鳴和支店)
- ・金沢西まごころセンター(2店舗)
(野町支店・堅町支店)
- ・外 津幡支店・内灘支店・西部支店・野々市支店・杜の里支店

4. 事業の概況

■ 令和4年度業績

預 金

預金残高は、前期末比 5,706百万円(1.73%)増加し、334,390百万円となりました。
科目別では、要求払性預金が 7,970百万円(5.10%)増加したのに対し、定期性預金は 2,263百万円(1.31%)減少しました。
また、公金預金が6,650百万円(39.77%)増加したのに対し、個人預金 457百万円(0.19%)、事業性預金は486百万円(0.60%)それぞれ減少しました。

(単位:百万円)

	令和4年度	令和3年度	増 減	増減率
預 金 積 金	334,390	328,684	5,706	1.73%

貸 出 金

貸出金残高は、前期末比 1,023百万円(0.57%)減少し、177,370百万円となりました。
事業性融資は 2,637百万円(2.27%)増加したものの、住宅ローンを中心とした個人ローンが1,211百万円(3.58%)、地公体向け融資が 2,449万円(8.57%)、それぞれ減少しました。

(単位:百万円)

	令和4年度	令和3年度	増 額	増減率
貸 出 金	177,370	178,393	△1,023	△0.57%

出 資 金 諸積立金

出資金は、期末残高 735百万円(会員数 30,123人)となりました。
諸積立金等の期末残高 17,677百万円を合わせ、純資産残高(当期純利益を含む)は 15,768百万円となりました。

自己資本 比 率

自己資本比率は、前期末比 0.15ポイント低下し、13.20%と国内基準の 4.0%を大きく上回っております。

	令和4年度	令和3年度	増 減
自 己 資 本 比 率	13.20%	13.35%	△0.15ポイント

利 益 等

貸出金利息の減少に加え株式売却益等の有価証券関係収益が減少したことから、経常収益は3期連続の減収となったものの、与信費用の減少と経費の削減により、経常利益、最終利益は共に3期連続の増益となりました。なお、本業の利益を示すコア業務純益は4期ぶりの減益となりました。

なお、不良債権処理費用は19.42%減の323百万円となりました。

(単位:百万円)

	令和4年度	令和3年度	増 減	増減率
経 常 収 益	3,886	4,072	△185	△4.55%
コ ア 業 務 純 益	696	722	△25	△3.54%
業 務 純 益	682	674	7	1.17%
経 常 利 益	340	290	49	17.17%
当 期 純 利 益	203	166	37	22.27%

店舗及び 職 員 そ の 他

営業店舗数は24店舗と前期と同様であります。
その他店舗外の現金自動機コーナーは、令和5年7月1日現在、18ヵ所設置しております。
また、期末役職員数は 207人で、前期末に比して 15人減少しました。

2023（令和5）年度事業推進計画 骨子

基本理念

人々の幸せと 郷土の繁栄をねがい
すばらしい未来を実現するために
若さと誠意と情熱をもって
たゆみなく前進します

お金を貸す前に知恵を貸す
（課題解決型、提案型営業）

あんがと営業
（顧客本位の業務運営）

森を育てる
（長期的な視点で収益管理）

お金の他産地消
（外からの資金流入と
支出は地域内循環）

経営ビジョン（2030年までに目指すのとしんの姿）（2019年12月策定）

持続可能なビジネスモデルの構築に向けて

持続可能な
ビジネス
モデル

強靱な経営体質
顧客基盤・財務基盤・
人材基盤の強化

好循環
の実現

地域経済の
持続的発展
地域の稼ぐ力の向上

SDGs
宣言

2023年度事業推進計画

○基本方針 信用金庫としての原点回帰と新しい価値の創造Ⅱ（基本理念の保持と進取の精神）

1. 金庫の活動に対し会員、お客様、地域からの共感を得られるように努める。
2. 事業価値の向上に向けた支援を通じ、地域の稼ぐ力の維持・伸長とともにSDGsの普及啓発を図り、理念に従って行動することで地域の持続可能性の向上に寄与する。
3. エンゲージメントの増強を図り、職員自らの成長意欲と仕事に対する熱意を醸成する。
4. 経費の削減と非資金利益獲得の強化および適切な債権管理に努める。
5. 全金庫的な法令等遵守態勢の確立とリスク管理態勢の高度化を図る。

主な重点課題	主要施策
1. 地域経済の持続的発展に向けた貢献	(1) お取引先の事業継続支援の強化（創業～事業承継） (2) お客様本位を踏まえた資産形成支援態勢の強化 (3) 地域資源の活用促進と関係機関との連携強化 (4) SDGs・ESG金融の推進
2. 活力と生きがいを持てる労務・組織体制の構築	(1) 多様性を踏まえた一人ひとりの活躍促進 (2) 職員の自己啓発・意欲・能力の向上支援 (3) 適切な業務運営と人的リスク管理の強化
3. 収益基盤、財務基盤の管理強化とデジタルイゼーションへの対応	(1) 金利上昇局面に備えた資源再分配 (2) 信用リスクと市場リスクの適切な管理 (3) DXリテラシーの向上と金融サービスの充実

【2022年度実績】

・預金平残 PB137.4億円
・貸出金平残 PB73.8億円
・非資金利益比率 3.12%
・実質コア業務純益 6.4億円
（PH283万円）
・実質OHR 81.37%

【2023年度計画】

・預金平残 PB138.3億円
・貸出金平残 PB74.1億円
・非資金利益比率 3.09%
・実質コア業務純益 6.3億円
（PH301万円）
・実質OHR 81.75%

2030年 ありたい姿

・預金平残 PB140億円
・貸出金平残 PB78億円
・非資金利益比率10%以上
・実質コア業務純益 7億円
（PH300万円以上）
・実質OHR 75%以下

5. 主要な事業の内容

- (1)預金及び定期積金の受入れ
- (2)資金の貸付け及び手形の割引
- (3)為替取引
- (4)上記(1)～(3)の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券「⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。」の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑦ 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人環境再生保全機構、一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本建設業保証株式会社
 - ⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ⑨ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑩ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑪ 振替業
 - ⑫ 両替
 - ⑬ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑭ 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
信金中央金庫
 - ⑮ 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- (5)国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記(4)により行う業務を除く。)
- (6)法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - ③ スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - ④ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - ⑤ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ⑥ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

6. 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性及び適切性を確保し、内部統制の有効性を維持するための体制を整備しております。

1. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当金庫及び当金庫の子法人等から成る集団(以下、「当金庫グループ」という)は、法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」と「コンプライアンス行動基準」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に定めた手引書である「コンプライアンス・マニュアル」と、それを実践するための「コンプライアンス・プログラム」を策定します。
- (2) 当金庫グループは、「コンプライアンス統括責任者」のもとにコンプライアンスを一元的に管理する統括部署を設置するとともに、リーガルチェック等を行う相互牽制機関として「コンプライアンス委員会」を設置します。また、本部及び営業店等毎に「コンプライアンス管理者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図ります。
- (3) 当金庫グループは、公益通報者を保護するための制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署の管理者及び顧問弁護士に通報・相談等を行うことができる受付窓口を設置します。
- (4) 当金庫グループは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」や遮断手続きに関する規程・要領等を定めるとともに、職員の安全を確保しつつ、不当な要求に対しては断固拒絶するための体制を構築します。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証します。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書の整理保管、保存期限および廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適切に保存・管理します。
- (2) 理事会、常勤理事会、各委員会および各会議の議事は、議事録を作成し適切に保存・管理します。
- (3) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができます。

3. 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

- (1) 当金庫の代表理事は、子法人等の代表取締役との定例報告会において、子法人等の取締役等の職務執行の状況のうち、重要な情報など経営上の重要事項に関する報告を受けます。
- (2) 内部監査部門は、定期的に又は必要に応じて、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告します。
- (3) 当金庫は、子法人等における業務の決定及び執行が適正になされるよう、子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の理事が兼務します。

4. 当金庫グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当金庫は、当金庫グループの適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理の基本方針」に基づく「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定するとともに、「統合的リスク管理要領」とリスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理要領等を策定します。
- (2) 当金庫は、当金庫グループのリスクを一元的に管理する統括部署及びリスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保します。また、リスク管理方針に基づき資産・負債を総合的に管理し、運用戦略等の策定・実行に係る部門を「ALM委員会」とします。
- (3) リスク管理統括部署は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告します。また、特に経営に重大な影響を与える事案については理事会に速やかに報告します。
- (4) 当金庫グループは、大規模災害、システム障害および風評リスク等の緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理計画書」に基づいて危機管理態勢を整備します。
- (5) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証します。

5. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会とその補佐機関としての常勤理事会を一体化した審議・意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程(及び同付議基準)」及び「常勤理事会規程」に定めます。

- (2) 業務執行等に関する重要事項については、あらかじめ常勤理事会において協議を行い、その審議を経て執行の決定を行います。
- (3) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践します。
- (4) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、具体的な対応は常勤理事会、各委員会及び担当理事等の判断に委ねます。
- (5) 子法人等に係る管理主管部署は、子法人等の事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて理事会及び常勤理事会へ報告するとともに、子法人等から求めがあるときは、当該業務を支援します。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができます。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置します。

7. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととします。
- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとします。

8. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人等が当金庫の監事に報告をするための体制その他当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 理事及び職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事認認識後直ちに監事に報告することとします。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としません。
 - ① 理事会(子法人等においては取締役会)及び常勤理事会で決議された事項
 - ② 当金庫グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 公益通報の状況及び内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告できるものとします。
- (3) 監事は、当金庫グループの役職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができます。
- (4) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて当金庫グループの役職員に対して説明を求めることができます。
- (5) 当金庫は、当金庫グループの役職員が監事への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当金庫グループの役職員に周知します。

9. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監査基準に基づき、理事会その他重要な会議への出席、理事とのヒアリングおよび内部監査部門・会計監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行います。
- (2) 監事は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用します。
- (3) 当金庫は、監事がその職務の執行について生ずる費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当該業務の主管部署等が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
- (2) 当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、コンプライアンス統括部署や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
- (3) 監事及び内部監査部門は、当金庫の子法人等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行います。また、監査の対象とできない当金庫の子法人等の業務については、当該業務の主管部署等による管理状況を監査対象とします。

7. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

■新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた金融円滑化の取組み

当金庫は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、事業者等の資金繰り支援を喫緊の課題とし、貸付条件の変更等の申込みに対して迅速かつ柔軟に取り組んでおります。また、必要に応じて、よりきめ細かく経営改善に向けたご支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでまいります。

○貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（令和2年3月10日から令和5年3月31日）

	中小企業	住宅資金者
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3,162 (988)	46 (5)
うち、実行に係る貸付債権の数	3,014 (934)	43 (5)
うち、謝絶に係る債権の数	10 (2)	1 (0)
うち、審査中の貸付債権の数	88 (38)	0 (0)
うち、取下げに係る債権の数	50 (14)	2 (0)

(注)債権単位の累計です。()内は新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を準備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	691	562
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	22.44%	18.52%
保証契約を解除した件数	45	32
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	2	0

■「のとしん課題解決支援ローン【疾風勁草】」の取組み

当金庫は、長引くコロナ禍などの影響を受けながらも、自らの課題解決や事業価値向上に果敢に挑戦するお取引先を支援するため、のとしん課題解決支援ローン「疾風勁草」ならびに営業店と本部による支援者会議の取組みスキームを開始しました。

これは営業店と本部が連携した本業支援を行うことにより、お取引先の課題解決を目指し、その経営改善、事業安定に寄与することで持続的な地域経済の発展に資することを目的としています。

本業支援メニューは事業承継支援、新商品・サービス開発、補助金申請支援、販路開拓支援、人材活用支援、経営改善計画策定支援、SDGs活用支援などで、外部専門機関も交えて課題解決に取組み、持続可能なビジネスモデルの構築を図っています。これまでに11件の案件に取組み、融資実施は2件、補助金の承認は10件の実績で、その他の本業支援メニューも継続中です。

【疾風勁草】とは苦難の時ほどその人の真価がわかるという意味の中国故事であり、当金庫が地域やお客様の苦難の時にこそ地域金融機関としての真価を発揮し、地域で一番頼りにされる存在でありたいということを理念として今後も継続的に取り組んでまいります。

■「ななお創業応援カルテット」の取組み

当金庫は、平成26年1月、七尾市、七尾商工会議所および日本政策金融公庫の4機関で「業務提携・協力に関する協定書」を締結し、創業支援に係る官民一体となったワンストップ支援体制「ななお創業応援カルテット」を設立しました。創業を思い立った初期段階から創業後のフォローまでの支援を実施し、当地域での創業を円滑化することで事業所減少に歯止めをかけることを目指しております。

設立以降、令和5年3月31日までの取組状況は以下のとおりです。（単位：件）

		性 別		住 所				業 種			
		男性	女性	七尾 市内	県内 (七尾除)	県外		飲食	サービス	小売	製造 その他
						イターン	Uターン				
相談 件数	242	152	90	145	45	35	17	84	100	24	34
		62.8%	37.2%	59.9%	18.6%	14.5%	7.0%	34.7%	41.3%	9.9%	14.0%
創業 件数	106	63	43	72	15	11	8	38	43	8	17
		59.4%	40.6%	67.9%	14.1%	10.4%	7.5%	35.8%	40.6%	7.5%	16.0%

■事業再構築補助金申請支援の取組み

当金庫は、コロナ禍の影響を受けたお取引先に対し、新分野への事業展開を支援する国の「事業再構築補助金」の申請支援を積極的に行ってまいりました。その結果、北陸三県の信用金庫では最も多い採択実績をあげることができました。

お取引先の課題解決に向け、申請時から事業計画の策定をサポートし、事業の回復を促してきたもので、今後も継続的に取り組んでまいります。

令和5年3月31日までの取組状況は以下のとおりです。（単位：件）

	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	合計
支援件数	17	12	15	20	21	15	15	115
採択件数	11	7	7	14	13	10	9	71
採択率(%)	64.7	58.3	46.7	70.0	61.9	66.7	60.0	61.7

8. お客様本位の業務運営に関する取組み

当金庫は、お客さまの安定的な資産形成の実現に貢献するため、お客さま本位の業務運営を徹底すべく、お客さま本位の業務運営に関する取組方針を制定・公表しております。全役職員がその趣旨を理解し遵守するとともに、取組状況を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

■お客さま本位の業務運営に関する取組指針

- 1.お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益の追求に努めます。**
 - (1)当金庫は、役職員が高い専門性と職業倫理をもって、お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益の追求に努めます。
 - (2)当金庫は、お客さまとの面談を通じてコミュニケーションを重ね、お客さまが抱えている課題とともに向き合い、最適な商品・サービスの提供に努めます。
- 2. お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反の管理を徹底いたします。**
 - (1)当金庫は、取引における利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反管理規定を定め、利益相反の可能性がある場合には適切に管理を行います。
 - (2)当金庫は、当金庫のみの利益となるような、特定の運用会社に偏った商品の提案を行いません。
- 3. 手数料等の重要な情報について、丁寧に分かりやすく説明します。**
 - (1)当金庫は、金融商品の提案にあたり、リターン・リスク・手数料等の費用など重要な情報について、分かりやすい資料を活用し、お客さまの理解がより深まるよう努めます。
 - (2)当金庫は、お客さまが意向に沿った商品を容易に選択できるよう、お客さまの金融知識などを考慮したうえで、専門用語を用いず、誤解を招かないよう、お客さまの立場に立った丁寧で分かりやすい説明に努めます。
- 4.一人ひとりのお客さまにふさわしい金融商品やサービスの提供に努めます。**
 - (1)当金庫は、お客さまとの対話を大切にし、ライフプランを考慮したうえで、適合性に見合う、一人ひとりのお客さまにふさわしいと考える金融商品やサービスの提供に努めます。
 - (2)当金庫は、投資信託をご契約いただいているお客さまに対し、定期的なアフターフォローを実施することで、お客さまの課題を確認するとともに、タイムリーな情報の提供に努めます。
 - (3)当金庫は、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう商品ラインナップを構築し、適宜見直しを行います。
- 5.お客さま本位の業務運営を実現するため、態勢の整備・職員教育に努めます。**
 - (1)当金庫は、お客さまに対して、誠実・公正に商品・サービスの提供ができるよう業績評価制度の見直しを定期的に行ってまいります。
 - (2)当金庫は、お客さまにふさわしい金融商品やサービスを提供できるよう、コミュニケーション能力、提案能力の向上を図る研修、またコンプライアンス研修を継続的に実施し、人材の育成を図ってまいります。

■共通KPI

投信販売会社における比較可能な共通KPIは以下の通りです。

(1)運用損益別顧客比率

当金庫で投資信託を保有しているお客さまの内、運用状況がプラス(0%以上)のお客さまは3月末時点で約77%でした。なお、同比率は2021年3月末時点で95%、2022年3月末時点で87%でした。

2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
95%	87%	77%

(2)残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

投資信託の残高上位20銘柄について、コストに対するリターン、リスクに対するリターンは以下の通りです。

	リターン	コスト	リスク
2021年3月末	5.17%	1.72%	14.59%
2022年3月末	6.58%	1.82%	15.02%
2023年3月末	5.52%	1.79%	15.76%

9. コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスとは、「法令等遵守」のことで、法令のみならず企業内部の規定、社会的規範などのルールを守るという意味です。

当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つであると位置付けし、役職員一人ひとりが日々の行動を通じて、お客様や地域社会から親しまれ、信頼され、貢献できる信用金庫になるよう、倫理意識の高揚と法令遵守マインドの向上に努めております。

具体的には、当金庫で策定した「コンプライアンス・マニュアル」の全役職員への周知、年度ごとの実践計画書として「コンプライアンス・プログラム」の策定、庫内研修へのコンプライアンスに関するカリキュラムの組み入れ、部店単位での毎月の勉強会の実施など、コンプライアンスの徹底に積極的に取り組んでおります。

また、コンプライアンス実現のための組織として、平成11年にコンプライアンス委員会を設置するとともに、各部店の部次長・店長をコンプライアンス担当者に任命しました。さらに、平成28年6月に「コンプライアンス室」を新設し、コンプライアンスに係る部署の位置付けを明確にして、その体制の強化を図りました。

■当金庫のコンプライアンス基本方針

1. 健全な事業活動の展開

金庫は、法令やルールを遵守し、社会的規範にもとることのない、健全かつ公正な事業活動を行います。

2. 地域金融機関としての社会への責任

金庫は、地域金融機関としての自覚を持ち、社会的責任と公共的使命を果たします。

3. 質の高いサービスの提供

金庫は、多様化、高度化する顧客ニーズに適合した、質の高い金融・非金融サービスを提供いたします。

4. 地域社会とのコミュニケーションの充実

金庫は、経営情報を積極的かつ公正に開示するとともに、ボランティア等の地域貢献活動を推進いたします。

5. 基本的人権の尊重

金庫は、一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーを保護するとともに、非合理的なあらゆる差別を行いません。

6. 人材の育成と活用

金庫は、一人ひとりの資質と創造性を生かし、自己実現の機会を提供し支援いたします。

■当金庫の金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

10. お客様の個人情報保護について

当金庫は、お客様からお預かりしている大切な個人情報について、役職員一人ひとりが法令等に定められたルールを遵守して適正かつ安全な取り扱いに努めます。

そのため役職員全員が「個人情報保護3原則」を周知徹底し、お客様の「信頼と期待」に応えるようお約束いたします。

- 個人情報の正しい取得に努めよう！
- 個人情報の正しい利用に努めよう！
- 個人情報の正しい管理に努めよう！

■当金庫の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

のと共栄信用金庫(以下「当金庫」という。))は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」という。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1)身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2)国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1)個人情報等の取得

A. 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

B. お客さまの個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口担当者や渉外担当者等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④電子手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報等の利用目的

A. 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

B. お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

C. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的(業務内容)

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務及びこれらに付随する業務
 - ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
 - ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)
- (利用目的)
- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため

⑬その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため(法令等による利用目的の限定)

⑭信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

⑮信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

D. 個人番号の利用目的

①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため

②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため

③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため

④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため

⑤預金口座付番に関する事務のため

⑥所得税法に基づく不動産取引に関する支払調書作成事務のため

⑦所得税法に基づく報酬・料金等の支払調書作成事務のため

⑧小規模企業共済契約に係る共済金等請求書類作成事務のため

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申し出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等について

(1)お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

(2)お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

(3)お客さま本人から法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行なったうえで、利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

(4)お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

(5)以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫の相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規定等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
 - (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
 - (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規定等に違反している事実またはそのおそれを感じた場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
 - (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
 - (5) 個人データの取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データの取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
 - (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
6. 個人情報等の委託について
- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- ① キャッシュカード発行・発送に関わる事務
 - ② 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
 - ③ ダイレクトメールの発送に関わる事務
 - ④ 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

のと共栄信用金庫 事務管理部

〒926-8601 石川県七尾市松物町 35 番地

【電話】0767-52-3450(代表) 【fax】0767-54-8360

【E-mail】soumu@notoshin.co.jp

11. 苦情処理措置・紛争解決措置等のご案内

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情・紛争」という。）を営業店または金庫本部で受け付けさせていただいております。私たち「のとしん」は、お客様の「信頼と期待」に応えるために公平中正な立場で、誠心誠意の対応をさせていただきます。

1. 苦情・紛争の申し出があった場合

お客様から苦情・紛争のお申し出があった場合、その内容を十分にお聞きしたうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。

2. 事実関係に基づく解決

事実関係を把握したうえで、営業店、本部各部等とも連携を図り、迅速かつ公平中正にお申し出事案の適切な解決に努めます。

3. 改善措置と再発防止等の対策

苦情・紛争のお申し出については記録化して保存し、対応結果に基づく改善措置を講じて、再発防止や未然防止に努めます。

4. 苦情・紛争の申し出の方法

当金庫に対する苦情・紛争は、電話・ファクシミリ・eメール・郵便(手紙)・面談等、お客様のご都合のよい方法をお選びいただくようお願いします。

5. 苦情・紛争の申し出先

苦情・紛争は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

のと共栄信用金庫 事務管理部

金庫本部:〒926-8601 石川県七尾市松物町 35 番地

【電話】0767-52-3450(代表) 【fax】0767-54-8360

【E-mail】soumu@notoshin.co.jp

受付時間 営業日の午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分までの間

(土・日・祝日を除く)

受付媒体:電話・ファクシミリ・eメール・郵便(手紙)・面談

6. 当金庫以外の苦情・紛争の申し出先

当金庫のほかに、(一般社団法人)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」及び「北陸地区しんきん相談所」等でも苦情・紛争のお申し出を受け付けております。詳しくは上記事務管理部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 ((一社)全国信用金庫協会)	北陸地区しんきん相談所 ((一社)全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	〒920-0902 金沢市尾張町 1-4-15
電 話 番 号	03-3517-5825	076-261-2836
受 付 日 時 間	月～金(祝日・12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	月～金(祝日・12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話・手紙・面談	電話・手紙・面談

7. 金沢弁護士会及び東京弁護士会等への相談

金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会及び東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。なお、金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会及び東京三弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。詳しくは事務管理部または上記「全国しんきん相談所」及び「北陸地区しんきん相談所」等へお申し出ください。

名 称	住 所	電話番号	受 付 日 時 間
金沢弁護士会 紛争解決センター	〒920-0937 金沢市丸の内 7-36	076-221-0242	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00
福井弁護士会	〒910-0004 福井市宝永 4-3-1	0776-23-5255	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
富山県弁護士会 紛争解決センター	〒930-0076 富山市長柄町 3-4-1	076-421-4811	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

8. 苦情・紛争の現地調停及び移管調停

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、当金庫事務管理部、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京三弁護士会、全国しんきん相談所及び北陸地区しんきん相談所にお尋ねいただくか、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京三弁護士会または当金庫のホームページをご覧ください。

当金庫ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人が(テレビ)会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、金沢弁護士会の紛争解決センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とは(テレビ)会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、〇〇弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

9. 当金庫の苦情・紛争の対応

当金庫は、「お客様サポート等管理規程」及び「金融商品等の取引に係る紛争事務等管理規程」等を制定して、お客様からの苦情・紛争のお申し出に迅速かつ公平中正に対応するため、金融ADR(裁判外紛争解決)制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して適切に苦情・紛争の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

12. 反社会的勢力の取引遮断について

当金庫では、暴力団や暴力団組員を中核とする反社会的勢力との取引の遮断について、反社会的勢力に対する基本方針や遮断手続きに関する規程および要領を制定し、取組みの責任体制を確立して、その運用について職員一人ひとりに周知徹底を図り、反社会的勢力との金融取引の遮断態勢を確保し鋭意取組みをしております。

(注) ① 反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」を含む。)・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等・その他これらに準ずる者を言います。

② 遮断とは、金融取引を謝絶し、排除することです。

■当金庫の反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

その一 私たちは、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

その二 私たちは、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

その三 私たちは、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

その四 私たちは、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

その五 私たちは、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

13. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する取組み

当金庫は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与」(注)対策として、令和3年2月に金融庁より発出された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかるガイドライン」に沿った取組みを行い、金融システムの健全性の維持に努めております。

なお、当金庫のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針は、以下のとおりです。

(注)「マネー・ローンダリング」とは、犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者を分らないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為を指します。

「テロ資金供与」とは、テロ行為の実行資金やテロ組織の活動資金等のために、資金等を調達・移動・保管・使用することを指します。

■当金庫のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

1. 運営方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけ、経営陣の積極的な関与のもと、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策は、管理本部を統括する理事を統括責任者とし、管理統括する部署を事務管理部として、マネロン・テロ資金供与対策に関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫はリスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理措置

当金庫は、適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を講じる態勢を整備します。

また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、犯罪収益移転防止法に基づき、疑わしい取引等を適切に把握し、判明した場合は当局へ速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資金凍結等経済制裁の措置

当金庫は、外国為替及び外国貿易法に基づき、資産凍結経済制裁対象者等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

当金庫は、継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に関する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

当金庫のマネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門である業務監査部が定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえ、さらなる改善に努めます。

14. リスク管理体制に関する事項

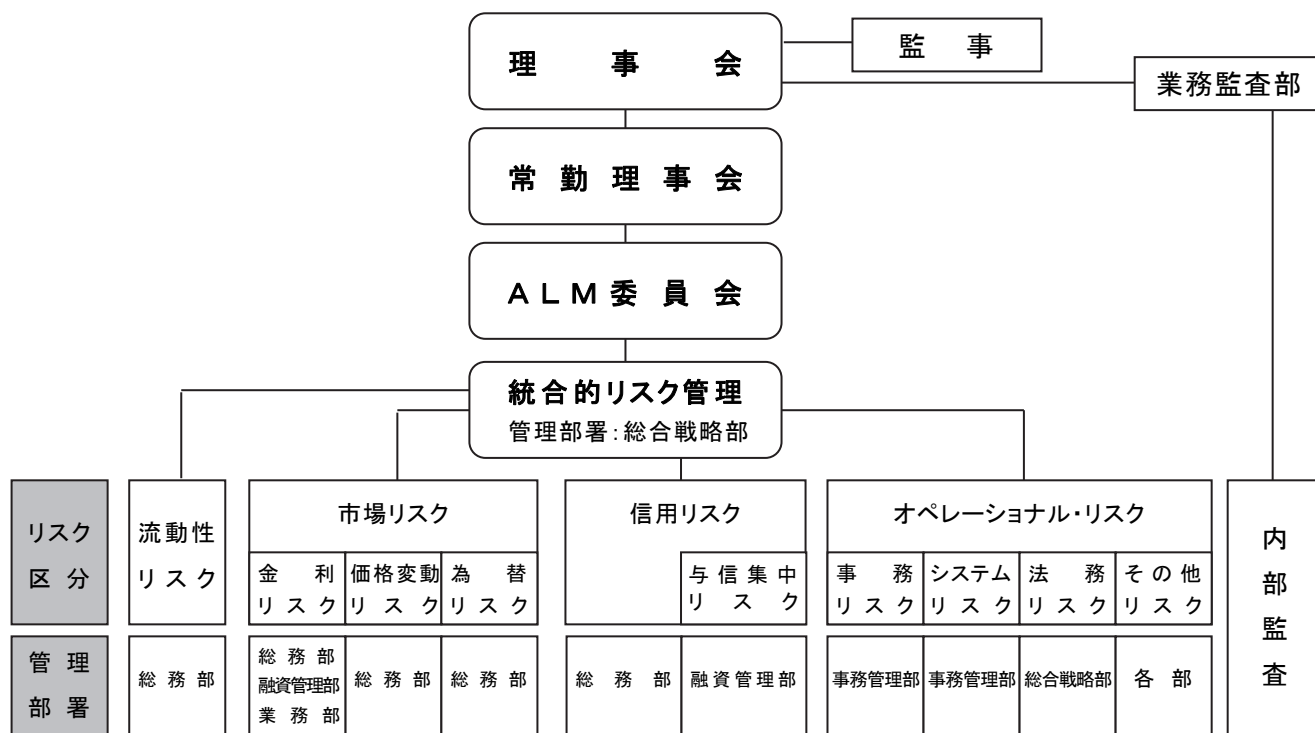
■リスク管理の基本方針

コロナ禍からの正常化の動きはみられるものの、長引くマイナス金利政策により、金融機関を取り巻く環境は一段と複雑化・多様化し、経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。今後も地域の金融機関として信頼をいただき、地域社会に貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていくことが、当金庫の経営の最重要課題であると捉えております。

当金庫は、多様なリスクの正確な把握と適切な管理・運営が、適正な業務の遂行と収益力の向上には不可欠なものと考え、「リスク管理規程」及びリスク領域別の「リスク管理要領」の定めに基づき、常勤理事会やALM委員会を中心に、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでおります。

当金庫では、想定されるリスクを信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び流動性リスクに大別し、これらを管理対象としております。このうち、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの一部については、それぞれ個別の方法で評価したうえで、リスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）との比較、対照により、経営体力に応じた一定のリスクをとることで、適正な収益の確保を目指しております。また、流動性リスクとオペレーショナル・リスクについては、その規模や特性に応じた適切な管理を行うことにより、顕在化の未然防止と極小化に努めております。

■リスク管理体制図



15. 自己資本に関する事項

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金のほか、返済や利払い等の負担のない純粋な利益の積立てで構成されております。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は、金融機関の健全性を評価するうえで最も重要な指標ですが、当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保持していると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

■ 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,297	19,480
うち、出資金及び資本剰余金の額	742	735
うち、利益剰余金の額	18,587	18,776
うち、外部流出予定額 (△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△18	△16
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	374	376
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	374	376
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,671	19,857
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	97
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	97
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	113	97
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	19,558	19,759
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	139,862	142,953
資産 (オン・バランス) 項目	135,487	138,272
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	4,241	4,479
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	131	200
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	1	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,628	6,646
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	146,490	149,599
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.35%	13.20%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	139,862	5,594	142,953	5,718
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	133,593	5,343	136,127	5,445
(i)ソブリン向け	5,703	228	5,764	230
(ii)金融機関向け	15,355	614	18,169	726
(iii)法人等向け	55,513	2,220	57,428	2,297
(iv)中小企業等・個人向け	34,213	1,368	32,683	1,307
(v)抵当権付住宅ローン	2,266	90	2,088	83
(vi)不動産取得等事業向け	11,458	458	10,809	432
(vii)3月以上延滞等	345	13	324	12
(viii)その他	8,737	349	8,859	354
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,561	302	8,050	322
ルック・スルー方式	7,561	302	8,050	322
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	132	5	200	8
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,628	265	6,646	265
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	146,490	5,859	149,599	5,983

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関向け」「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスク相当額は、「基礎的手法」により算出しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

16. 信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを「当金庫が管理すべき最重要のリスク」とであるとの認識のもと、年度ごとに与信業務における基本方針や具体的運用方針を明示した「信用リスク管理方針」を策定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価につきましては、「資産の自己査定基準書」に則り厳格な自己査定を実施し、さらに信用リスク管理の高度化に向け、インフラ整備等をすすめてまいります。

なお、貸倒引当金は、「償却・引当基準」に則り、債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正に計上しております。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトとは、債権の危険度を表す指標で、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。自己資本比率の算出には、あらかじめ定められたリスク・ウエイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウエイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウエイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウエイトを使用することになります。

当金庫は、「標準的手法」を採用しており、リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社格付投資情報センター
2. 株式会社日本格付研究所
3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウエイト区分（％）	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0％	—	117,168	—	80,143
10％	—	46,138	—	47,056
20％	2,699	81,433	2,999	95,405
35％	—	6,475	—	5,967
50％	23,997	1,280	24,280	1,638
75％	—	36,073	—	33,982
100％	900	73,510	900	74,385
150％	—	90	—	68
200％	—	—	—	—
250％	—	616	—	689
1,250％	—	—	—	—
その他	—	—	—	667
合 計	390,382		368,185	

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入部分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
製 造 業	18,095	19,143	13,212	14,439	4,499	4,399	—	—	42	66
農 業 、 林 業	443	1,030	443	1,030	—	—	—	—	7	0
漁 業	198	228	198	228	—	—	—	—	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	17,791	17,140	16,891	16,440	900	700	—	—	18	1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	5,659	6,016	657	614	5,001	5,401	—	—	—	—
情 報 通 信 業	801	795	111	105	600	600	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	5,033	4,981	3,821	3,769	1,202	1,202	—	—	1	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	14,445	14,167	13,313	12,935	1,100	1,200	—	—	39	43
金 融 業 ・ 保 険 業	125,688	107,308	5,179	8,344	6,599	6,599	—	—	—	—
不 動 産 業	26,839	26,296	25,516	24,973	1,300	1,300	—	—	19	18
物 品 賃 貸 業	575	423	575	423	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5,146	5,205	5,137	5,197	—	—	—	—	0	2
宿 泊 業	6,634	6,516	6,634	6,516	—	—	—	—	121	102
飲 食 業	7,629	7,706	7,629	7,706	—	—	—	—	14	14
生活関連サービス業、娯楽	4,152	3,815	3,951	3,614	200	200	—	—	17	16
教育、学習支援業	781	840	781	840	—	—	—	—	3	2
医 療 、 福 祉	6,004	5,976	6,004	5,976	—	—	—	—	1	1
その他のサービス	10,100	9,768	10,060	9,728	—	—	—	—	21	20
国・地方公共団体等	74,166	68,620	28,575	26,126	45,587	42,490	—	—	—	—
個 人	34,000	32,801	34,000	32,801	—	—	—	—	36	32
そ の 他	26,193	29,403	—	667	11,818	14,918	—	—	—	—
業 種 別 合 計	390,382	368,185	182,699	182,481	78,809	79,011	—	—	348	327
1 年 以 下	31,244	83,795	23,786	27,609	4,851	3,778	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	81,501	39,499	16,517	16,153	9,584	11,410	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	24,631	14,487	16,364	12,498	5,981	589	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	23,621	31,262	16,137	17,968	4,884	10,583	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下	51,468	50,836	40,289	43,452	10,265	4,953	—	—		
1 0 年 超	105,445	104,332	69,221	63,755	31,424	32,776	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の	72,468	43,971	382	1,043	11,818	14,918	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	390,382	368,185	182,699	182,481	78,809	79,011	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	346	374	—	346	374
	令和4年度	374	376	—	374	376
個別貸倒引当金	令和3年度	1,051	1,389	49	1,002	1,389
	令和4年度	1,389	1,514	118	1,270	1,514
合 計	令和3年度	1,398	1,763	49	1,348	1,763
	令和4年度	1,763	1,891	118	1,645	1,891

(注)当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
製 造 業	217	253	253	179	—	6	217	247	253	179	—	6
農 業、林 業	2	10	10	13	—	—	2	10	10	13	—	4
漁 業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	152	123	123	121	25	—	127	123	123	121	—	—
電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3	1	1	0	—	—	3	1	1	0	1	—
卸売業、小売業	188	396	396	441	20	20	172	376	396	441	16	26
金融業、保険業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	0	—	—
不 動 産 業	44	41	41	59	—	—	40	41	41	59	4	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各 種 サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	—	0	0	12	—	—	—	—	0	12	—	0
宿 泊 業	121	168	168	362	—	33	121	135	168	362	—	60
飲 食 業	38	94	94	91	—	—	38	94	94	91	—	0
生活関連サー ビス業、娯楽業	49	44	44	56	—	6	49	38	44	56	—	6
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	105	104	104	17	—	51	105	52	104	17	—	65
その他のサービス	41	62	62	77	2	—	39	62	62	77	2	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	85	85	85	80	1	0	84	85	85	80	1	0
合 計	1, 051	1, 389	1, 389	1, 541	49	118	1, 002	1, 270	1, 389	1, 514	25	169

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

17. 信用リスク削減手法に関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、一定の要件を満たす担保、保証等について、一定の範囲で削減額を資産から控除することにより、信用リスク・アセット額を軽減することが出来る手法のことです。

なお、お客様から担保・保証をいただく際には、説明義務を果たす一方で、融資に際しては過度に担保・保証に依存しない審査に努めております。

当金庫では、以下の手法を採用しております。

1. 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

2. 貸出金と自金庫預金との相殺

信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に担保に供していない預金の一部を貸出債権と相殺しております。相殺に使用する預金の種類は、一定の要件を満たす定期預金及び定期積金としております。

3. 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)について、原資産及び債務者のリスク・ウエイトに代えて当該保証人のリスク・ウエイトを適用しております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	適格金融 資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	3, 141	2, 890	15, 167	15, 432	—	—
①ソブリン向け	—	—	3, 565	3, 365	—	—
②金融機関向け	10	10	—	—	—	—
③法人等向け	1, 445	1, 279	285	336	—	—
④中小企業等・個人向け	1, 627	1, 535	11, 313	11, 726	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	29	23	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	27	40	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	0	0	2	3	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

18. 市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクについて、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより、適正な収益を確保することを基本方針としております。

リスク・ファクターの変動に対しては、的確かつ迅速なリスク判断を行うためにALM委員会を設置し、資産・負債の総合管理を実施しております。具体的には、金利予測を柱に調達と運用の資金計画に対する予測、その予測と実績の差異などを総合的に把握し、市場リスクや流動性リスクを管理しつつ収益機会を的確に捉える方法等を検討し、検討内容については定期的に常勤理事会に報告しております。加えて、リスク管理部署である総務部がリスク量の計測を行っているほか、一定の限度枠が必要と判断される運用商品については枠の設定を行い、その遵守状況をモニタリングするとともに、定期的にALM委員会へ報告しております。

リスク量については、バリュー・アット・リスク(VaR)等により計量化しており、損益に影響を及ぼす可能性のある事象については、シミュレーションを実施し、将来の収益見通しに役立てております。

19. 流動性リスクに関する事項

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により決済資金等必要な資金が確保できなかったり、資金の確保において、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことをいいます。

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場での著しく不利な価格での取引を余儀なくされないことがないように、市場の状況を適切に把握し対応するとともに、資金の調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を整備することを基本方針としております。

日々の資金繰りについては、即時に換金できる流動性の高い資金（支払準備資産）が、預金残高の一定水準以上を維持するよう管理しております。また、緊急時の資金調達手段として、信金中央金庫に資金を預けるなど、十分な支払準備資産を確保し不測の事態に備えております。

20. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的な事象から生じる損失に係るリスクのことで、事務リスク、システムリスク、法務リスク等のリスクをいいます。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要度の高いリスクであると認識しております。

事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクのことです。また、システムリスクとは、情報システムの障害または誤作動、システムの不備、災害、不正利用等により損失を被るリスクのことです。

■事務リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、常に事務リスクの所在を把握し、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行うことを基本方針としております。

多様化、複雑化する業務に適切に対処し、想定される事務リスクを未然に回避するために、規程の整備を図るとともに、業務監査部による臨店監査、営業店による店内検査、主管部署による事務取扱指導、相互牽制チェック体制など万全の内部事務管理を行い、事務の正確性の維持と事故防止に努めております。

■システムリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて適切に管理する体制を整備することを基本方針としております。

業務のIT化が進展するなか、情報システムは金庫の業務運営に欠かせない存在です。当金庫は「しんきん共同センター」に加盟しており、システム面において大規模災害にも耐えうる安全性を確保しており、正確で迅速なサービスが可能な体制となっております。情報システムの運用にあたっては、要員の過失や不正利用等を防止する観点から、各種規程、マニュアル等を制定し、これらに即した管理を行っております。また、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）」を定め、お客様のデータ保護等に関する管理体制の充実に努めております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
オペレーショナル・リスク相当額	530	531

21. 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間の mismatches が存在しているなかで、金利が変動することによって受ける現在価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫は、金利リスクに対する定期的な計測・評価を行い、適切な管理を行うことを基本方針としております。金利リスクを適正に把握し、経営体力（自己資本）に応じて一定のリスクをとることにより、適正な収益を確保することを目指しております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した銀行勘定の金利リスク量を測定し、ALM委員会で協議、検討するとともに、常勤理事会へ報告するなど、金利リスクのコントロールに努めております。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより被るリスク量をみるもので、当金庫では、四半期ごとに Δ EVE（金利変動に対する経済的価値の減少額）をリスク量として算出しております。

また、当金庫では、明確な金利改定間隔がなく、お客様のご要望によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されことなく長期間滞留する預金をコア預金と定義し、要求払預金の額の50%相当額を平均2.5年の満期とみなしリスク量を算出しております。

当金庫の Δ EVE は自己資本額の20%を超えておりますが、万一リスクが顕在化した場合でも十分な自己資本が確保されており、自己資本比率の国内基準4%以上を維持すると評価しております。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（単位：百万円）

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1	上方平行シフト	10,167	10,670	966	884
2	下方平行シフト	—	—	21	16
3	スティープ化	7,569	7,486		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	1,316	1,647		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	10,167	10,670	966	884
		ホ		ヘ	
		令和4年度		令和3年度	
		19,759		19,558	

22. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当金庫では、当該取引は行っておりません。

23. 証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、投資家として証券化商品への投資を行っており、適格格付機関が付与した格付を参考に、投資適格格付とされるBBB格以上の商品へ投資するなど、元本の安全性に配慮した投資を行っております。

■信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社格付投資情報センター
2. 株式会社日本格付研究所
3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■当金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、当該取引は行っておりません。

■当金庫が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
証券化エクスポージャーの額	—	—
（i）カードローン	—	—
（ii）住宅ローン	—	—
（iii）自動車ローン	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

リスク・ウエイト区分（％）	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
0％～ 15％未満	—	—	—	—
15％～ 50％未満	—	—	—	—
50％～ 100％未満	—	—	—	—
100％～ 250％未満	—	—	—	—
250％～ 400％未満	—	—	—	—
400％～1, 250％未満	—	—	—	—
1, 250％	—	—	—	—
（i）カードローン	—	—	—	—
（ii）住宅ローン	—	—	—	—
（iii）自動車ローン	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウエイト×4％

ただし、「リスク・ウエイト区分」「エクスポージャー残高」「自己資本の額」はいずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250％」欄の（i）～（iii）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当金庫では、当該取引は行っておりません。

24. 株式等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、株式等について経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式等については、財務諸表や運用報告を基にした評価を適宜実施する等、内部規定に基づき適正な運用管理を行っております。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、バリュー・アット・リスク(VaR)法により計測を行い、リスク管理部署である総務部が、金利リスクと併せて管理し、定期的にALM委員会で討議、検討するとともに、常勤理事会へ報告しております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、内部規定及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い適正な処理を行っております。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額			
	うち益					うち損			
上 場 株 式	令和3年度	—	—	330	328	△2	42	44	—
	令和4年度	—	—	242	274	31	49	17	—
非 上 場 株 式 等	令和3年度	—	—	167	196	29	29	—	1,672
	令和4年度	—	—	167	219	51	51	—	1,698
合 計	令和3年度	—	—	498	525	27	71	44	1,672
	令和4年度	—	—	409	493	83	101	17	1,698

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

■子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時価	差額		
				うち益	うち損	
子会社・子法人等株式	令和3年度	10	10	—	—	—
	令和4年度	10	10	—	—	—
関連法人等株式	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
合計	令和3年度	10	10	—	—	—
	令和4年度	10	10	—	—	—

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
株式等エクスポージャー	令和3年度	113	22	20	—
	令和4年度	199	20	25	—

25. 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

(単位: 百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	1, 567	1, 627
危 険 債 権	3, 198	3, 887
要 管 理 債 権	561	524
三 月 以 上 延 滞 債 権	21	27
貸 出 条 件 緩 和 債 権	539	497
小 計 (A)	5, 327	6, 040
保 全 額 (B)	4, 210	4, 778
個 別 貸 倒 引 当 金 (C)	1, 375	1, 500
一 般 貸 倒 引 当 金 (D)	45	42
担 保 ・ 保 証 等 (E)	2, 788	3, 234
保 全 率 (B) / (A)	79. 02%	79. 10%
引 当 率 ((C) + (D)) / ((A) - (E))	55. 98%	55. 01%
正 常 債 権 (F)	177, 465	175, 864
総 与 信 残 高 (A) + (F)	182, 792	181, 905

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

26. 総代会

■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って総代会は、総会と同様、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■総代の選任方法

総代は会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

(注)総代候補者選考基準

- ・当金庫の会員であること
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人
- ・良識をもって正しい判断ができる人
- ・人格・識見に優れ、金庫の理念・使命をよく理解している人
- ・緊密な取引関係を有し、金庫の発展に協力的な人
- ・その他総代候補者選考委員が適格と認めた人

■総代の任期と定数

総代の任期は3年と定められています。

総代の定年は80歳と定められています。

総代の定数は100人以上130人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

なお、令和5年7月1日現在の総代数は103人で、会員数は30,184人です。

■第108期通常総代会の決議事項(令和5年6月16日開催)

第108期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

報告事項 第108期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 第108期剰余金処分(案)承認の件

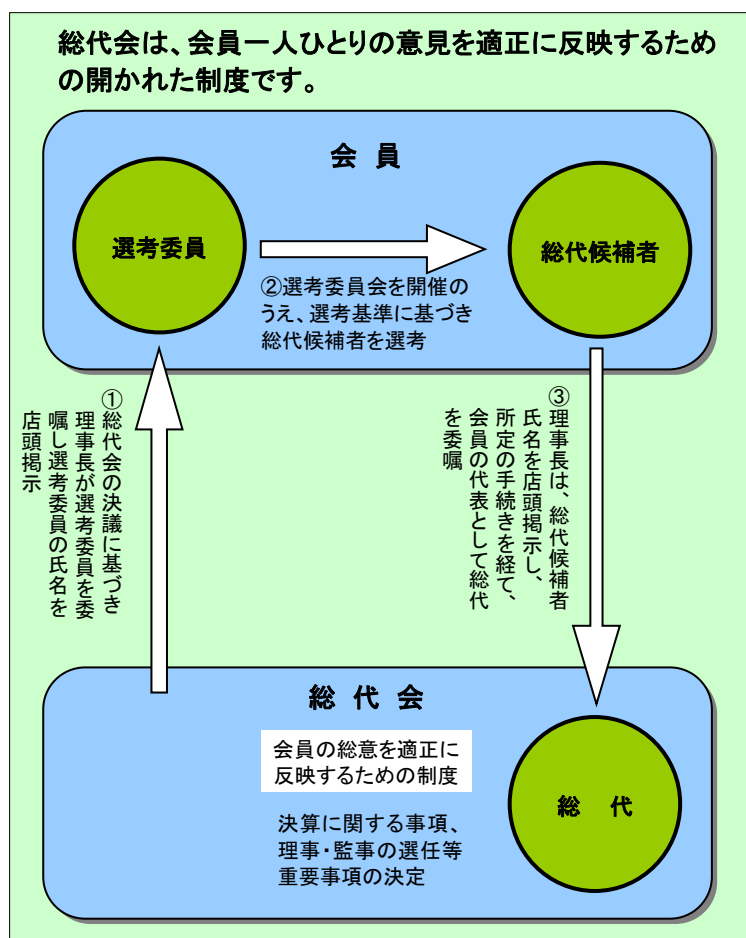
第2号議案 会員の除名の件

第3号議案 理事全員任期満了に伴う選任の件

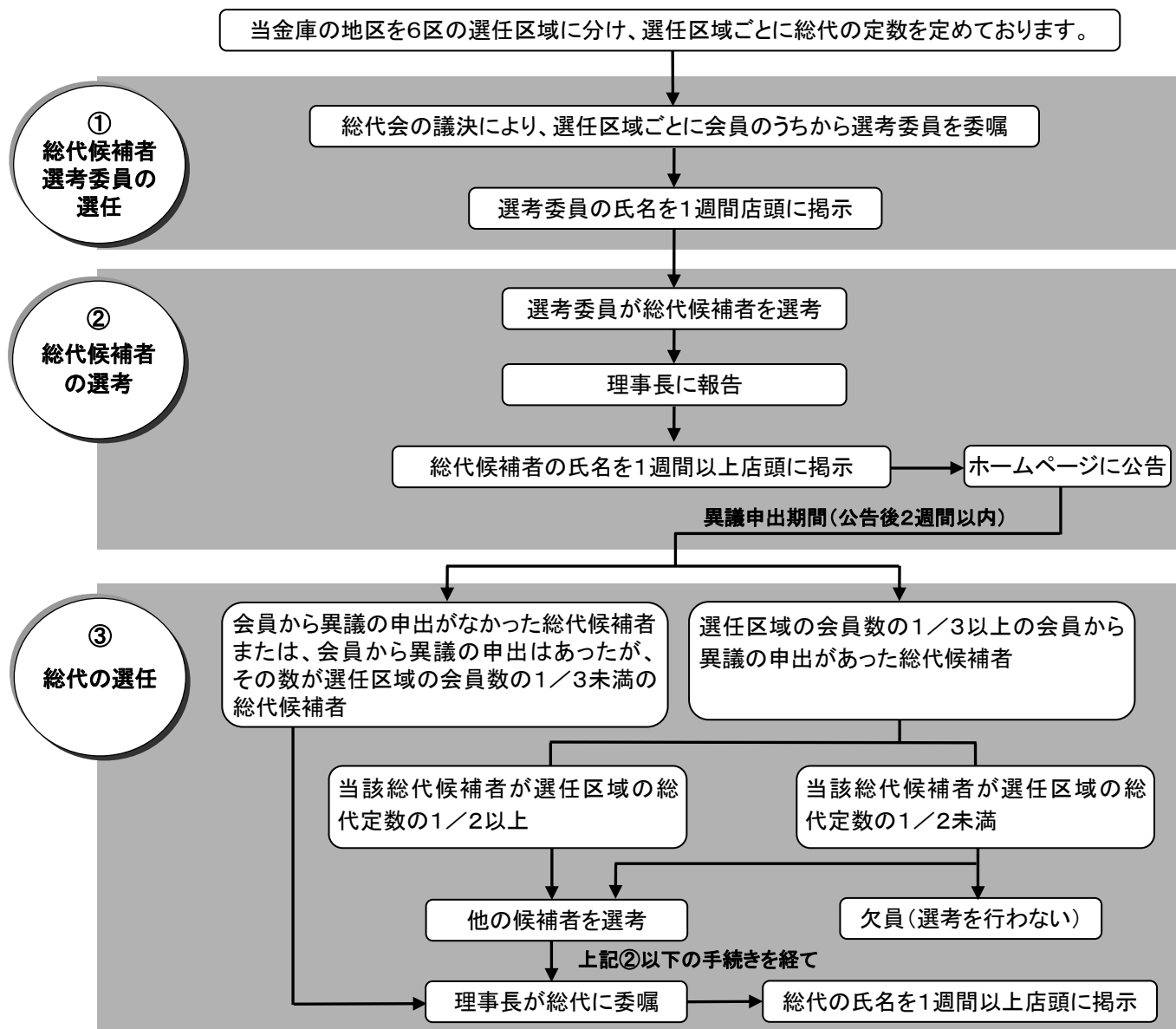
第4号議案 監事全員任期満了に伴う選任の件

第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

第6号議案 役員賞与支給の件



■総代が選任されるまでの手続きについて



※上記フロー図は、当金庫定款において定めている総代選考手続きに基づいております。

【総代名簿】 令和5年7月1日現在

第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	地域を限定 しない総代
所司 久雄⑥	春木 昭樹⑥	久岡 政治③	中橋 忠博③	田内満喜夫⑥	徳野 光春④	家村 静江⑤
赤 喜久造①	白井 修①	摩郷 則雄⑤	吉田 信⑥	高木 益晶①	渡辺 晃彦④	石田 忠夫④
今井 富夫①	杉原 省⑥	帽子山定雄④	表 守活③	田中 泰⑥		石野 芳仁⑥
井村 能尚④	千場 和広③	宮崎 博①	長田 健治④	端 保 聡①		入井 勝巳④
浦部 隆博①	高澤 秀晃⑥	宮本 徹④	南 哲郎⑥	苗加 信勝⑤		小倉 一夫①
圓山 寛人③	高澤 良英⑥	谷内 博⑥	宮下 新市⑤	野田 正輝⑥		神野 正博⑤
大根 富男④	瀧川 光明③	山口 宗大①	宮地 治①	松本 啓志②		桑原 了子⑤
勝山 一⑤	田村 行利①	第2区	第3区	山名 知純⑥		杉野 哲也③
壁屋 俊夫⑥	戸田 充①	石川 宣雄⑥	稲村 一成⑤	山本 利也⑤		三宅 徳昌④
狩山 賢一④	永江 榮毅⑥	和泉喜久雄⑥	今井 淳一③	吉田 忠司⑥		矢野 園子⑤
川端 充①	中島 忠重①	泉 俊治⑥	井村 真一⑥	市山 勉⑥		
木下 義隆②	中西 重寛③	今本 進③	金田 之治①	上出 正博⑥		
古玉 栄治④	中村 明⑥	上杉 幸⑤	久保 順一⑤	黒保 直治①		
笹川修次郎⑥	橋本 秀和⑥	加茂野寛人⑥	嵯峨井大民③	坂井 陽一⑥		
佐原 博之②	羽部 敏徳④	寺岡 一夫⑥	勝二 康邦①	重村 徹①		
佐味 貫義⑥	播摩 正義⑥	端谷 実⑥	杉本 孝司⑥	坂井 陽一⑥		
				瀬戸 和夫①		
				田中 利平⑥		
				久安 常信①		
				藤澤 忠男③		
				的場 定志⑤		
				三浦 雅博⑥		
				宮崎 豊④		
				宮下 誠次①		
				室野 吉雄⑥		
				米林 和義③		

※氏名の後の数字は総代への就任回数

【総代の属性等別構成比】

職業別：法人・法人代表者97%、個人事業主、個人3%

年代別：70代以上65%、60代20%、50代14%、40代0%、30代1%

業種別：卸売業、小売業32%、製造業23%、建設業20%、運輸業5%、医療、福祉4%、電気、不動産業、個人9%（上位6業種）

（注）業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る

27. 役職員の報酬体系

■対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。また、理事会の決定により、退職慰労金の一定の範囲内で退職功勞金を支給できるとしております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金等の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	88

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」65百万円、「賞与」11百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。また、「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和4年度においては該当する会社はありません。

3. 「同等額」は 令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありません。

大正 4年	5月24日	無限責任七尾興産信用組合設立 事務所:七尾町大手町7番地
昭和25年	4月 1日	中小企業等協同組合法による信用組合に組織変更
昭和27年	1月12日	信用金庫法による信用金庫に組織変更、能登信用金庫と改称
昭和60年	5月 1日	CI導入
昭和63年	8月 8日	のとしん総合サービス㈱設立
平成 6年	4月 1日	まごころセンターの設置
平成 7年	4月 1日	のとしんカレッジ開校
	4月17日	カジュアルデーの開始に伴い、ボランティア活動の開始
	5月20日	創立80周年記念式典
平成 9年	3月 1日	のとしんセーフティードライバーズ(NSD)発足
	10月 1日	のとしんホームページ開設
平成10年	5月 6日	信金大阪共同事務センター加盟
平成11年	3月29日	郵貯ATMとの相互接続取扱開始
	4月 1日	ATM利用手数料還元サービス開始
	7月 1日	のとしんボランティアーズ発足
平成12年	1月17日	消費税納付用積金「納めま専科」発売
	1月20日	女性サークル「のとしんキャロットクラブ」発足
	3月21日	モバイル・インターネットバンキング取扱開始
	4月 3日	理事長へのひとこと伝言板「きどあいらく」開始
		介護支援定期「介護物語」発売
	6月22日	第19回信用金庫PRコンクール(全信懇)のポスター部門で最優秀賞受賞
	6月23日	第3回全国信用金庫協会「信用金庫社会貢献賞」で「奨励賞」受賞
	9月 1日	執行役員制を導入
	10月 2日	投資信託窓販業務を全店で開始
	12月 4日	しんきんATMゼロネットサービス開始
平成13年	3月 5日	スポーツ振興くじ(toto)当選金払戻し業務を3カ店で開始
	4月 2日	損害保険窓販業務を全店で開始(住宅関連の長期火災保険「しんきんグッドすまいる」)
	8月 7日	自立型人間養成講座「チャレンジマルコポーロ」開始
	11月27日	確定拠出年金運営管理機関に登録
平成14年	2月18日	輪島信用組合の事業譲受けに伴い、輪島支店オープン
	3月18日	個人型確定拠出年金業務取扱開始
	10月 1日	生命保険窓販業務を全店で開始
平成15年	1月20日	西支店を廃止し本店営業部に統合
	3月 5日	第22回信用金庫PRコンクルールの小冊子部門で、コミュニティー誌「にんじん」が最優秀賞受賞
		コミュニティー誌「にんじん」が最優秀賞
	3月24日	㈱石川銀行の6店舗の営業を譲受け、「久安支店」「内灘支店」「金沢支店木越出張所」を開設
		「内灘支店」「金沢支店木越出張所」を開設
	5月 1日	確定拠出年金制度とポイント制の退職金制度導入
	11月 4日	能登信用金庫と共栄信用金庫が合併し「のとしん共栄信用金庫」としてスタート
		「しんきんインターネットバンキング」取扱開始
平成16年	2月 2日	「しんきん法人インターネットバンキング」取扱開始
	3月 6日	第23回信用金庫PRコンクルールのポスター部門で「合併告知ポスター(6種類)」が最優秀賞受賞
	5月20日	のとしんビジネスクラブの設立
平成17年	2月10日	のとしんエンゼルプラン策定
		多子家族応援定期預金「子宝1000」発売
	3月 1日	公庫提携型住宅ローン「フラット35」発売
		債務一本化ローン「まとめ上手」発売
	4月19日	七尾市に七尾美術館の美術収集基金として1千万円を寄付
	5月 6日	他行庫カードによる振込業務受付を開始
	5月23日	本店新築開店
	6月 1日	石川県プレミアム・パスポート事業の協賛企業に第1号で登録
	6月17日	「のとしんふるさと基金」の設立
	8月15日	「がん保障特約付住宅ローン」、「おまとめリフォーム」発売
	11月16日	大林理事長秋の国家褒章「黄綬褒章」受章
平成18年	2月 8日	「子どもの笑顔を育む運動」開始
		全店舗「子ども110番の家」制度に参加
	5月17日	児童・生徒の通学路における交通安全活動を開始
	8月18日	プレミアム・パスポート事業「子育てにやさしい店金賞」を受賞
	9月11日	石川県ワークライフバランス企業知事表彰を受賞
	10月11日	本店に「縁結びist」交流サロン・サテライト七尾の開設
	10月24日	飲酒運転撲滅宣言式を実施
	11月 6日	良川支店、鹿西支店、能登島支店の3店舗を廃止
平成19年	3月 8日	退職金専用定期預金「新生活物語」発売
	4月 6日	能登半島復興キャンペーン『負けるな！能登半島』の取組み開始
	5月 8日	能登半島復興応援定期預金『負けるな！能登半島』に係る義援金1千万円を石川県に贈呈
	10月29日	しんきん北陸トライネットATMサービス開始
	12月 4日	全店舗に補聴器と簡易筆談器を設置
	12月12日	飲酒運転撲滅運動のセレモニー実施し、全店舗にアルコール検知器を設置
平成20年	1月15日	子育て家族に対する「振込手数料」無料化開始
	2月21日	環境保全活動支援型商品「エコ・サポートローン」発売
	3月17日	「人材育成優良企業知事表彰」を受賞
	3月19日	いしかわ事業者版環境ISO登録証の受領
	4月 1日	“環境保全活動”支援定期預金の発売
		“能登の森づくり”定期預金 森づくりファンド『やまもり』
	4月21日	がん・医療保険の取扱開始

平成20年	5月 1日	「企業の森づくり推進事業」で石川県と協定締結
	6月 6日	「いしかわの木づかい応援住宅ローン制度」協賛
	6月21日	「第1回石動山の森づくり」実施
	9月16日	のとしん悠々倶楽部会員向け団体傷害保険「シニア倶楽部」取扱開始
	11月25日	しんきん携帯電子マネーチャージサービス開始
平成21年	1月22日	夜間の交通事故防止を図る「ヘッドライト・チェンジ運動推進大会」開催
	4月 1日	「運転免許証自主返納者」専用定期預金「運転卒業宣言」の発売
	5月 1日	「環境学習講座等協定調印式」開催
	5月 7日	環境学習講座開始（七尾市・中能登町の全18小学校）
	7月13日	かしま支店移転新築オープン
	9月13日	野球部「天皇賜杯第64回全日本軟式野球」に出場
	10月 1日	「標準傷害保険」取扱開始
	10月26日	フリーローン『心配無用!』発売
	11月16日	「第1回児童環境学習活動発表会」開催
	11月27日	金融円滑化特別委員会の設置
平成22年	6月30日	「ふるさと石川環境保全功労者表彰」にて「環境保全貢献企業」として知事表彰を受賞
平成23年	3月12日	「長谷川等伯ふるさと調査シンポジウム」開催
	3月17日	「エコドライブ優良事業所表彰」受賞
	3月28日	東日本大震災緊急融資の取扱開始
	4月 7日	「東日本大震災チャリティーバザー」開催
	5月11日	景品ポイント制度「モットいいもの倶楽部」でポイント募金取扱開始<東日本大震災被災地宛>
	6月27日	「しんきんiネット震災復興支援定期積金」発売
	6月28日	省エネ生活応援定期預金『節電礼讃』発売
	7月 1日	省エネ住宅ローン『節電礼賛』<利息還元制度>取扱開始
	7月 3日	第1次東日本大震災ボランティア派遣
	11月 1日	「事業者版ソーラーローン」発売
平成24年	12月21日	「いしかわ事業者版環境ISO優良活動表彰」を受賞
	1月10日	「統括本部」「管理本部」「営業本部」の三本体制に組織改正
	2月17日	「石動山の森づくり」で「第1回いしかわエコデザイン賞2011」を受賞
	2月28日	石川県七尾美術館に長谷川等筆「涅槃図」を寄贈
	6月18日	景品ポイント制度において（財）いしかわ子育て支援財団への寄付取扱開始
	6月20日	「石動山の森づくり活動」が第15回信用金庫社会貢献賞「特別賞」受賞
	8月27日	店舗統廃合（金沢中央支店、川原町支店にんじん館出張所）実施
		しんきんiネット東日本大震災子ども応援定期積金発売
平成25年	1月28日	「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定書交付
	8月 1日	東日本大震災こども応援定期積金Ⅱ発売
	10月22日	いしかわエンゼルマーク運動への登録
平成26年	1月 6日	NISA（小額投資非課税制度）取扱開始
	2月10日	ビジネスローン『躍進』再発売
	1月22日	ななお創業支援『業務連携・協力に関する協定』締結（ななお創業応援カルテット）
		七尾市・七尾商工会議所・日本政策金融公庫・のとしん信用金庫
	3月28日	のとしんビジネスクラブ設立10周年記念式典
平成27年	4月25日	職域サポート制度の導入
	2月23日	応対コンクール100本選開催
	5月20日	『あすなろ基金』設立準備委員会発足
	5月23日	のとしん信用金庫創立100周年記念講演会及び記念式典
	6月13日	第19回能登よさこい祭りで「のとしん舞遊人」が大賞を受賞（～14日）
	6月25日	ふるさと教育応援定期預金『青雲の志』の発売
	7月 7日	のとしん悠々倶楽部「カナダ横断ハイライト8日間の旅」<第1弾>実施（～14日）
	9月 8日	のとしん悠々倶楽部「カナダ横断ハイライト8日間の旅」<第2弾>実施（～15日）
	10月 6日	創立100周年記念合同ゴルフ大会実施
平成28年	6月 1日	省エネ住宅ローン『節電礼讃』<利息還元制度>取扱開始
	6月 6日	省エネ生活応援定期預金『節電礼讃』発売
	7月11日	女性応援カードローン『まり姫』発売
	9月 5日	業務災害に備える『ビジネスプラン』取扱開始
	10月 3日	金沢西まごころセンター開設
平成29年	2月27日	タブレット端末全店導入
	5月17日	省エネ生活応援定期預金『節電礼讃』発売
	6月 5日	のとしんビジネスローン『ロングサポート』発売
平成30年	5月23日	「かなざわ能登くらぶ」設立総会・講演会開催
	6月23日	のとしん「にっぽん丸チャータークルーズ 函館・秋田3泊4日の旅」実施（～26日）
	8月 1日	「のとしん相続相談センター」の開設
	8月14日	日本財団の「わがまち基金」を活用した「過疎地域における移住・創業応援事業の展開」の開始
	9月 3日	しんきん預かり資産ナビゲーションシステムの導入
	11月22日	「かなざわ能登くらぶ」講演会・交流会開催
平成31年	3月 4日	のとしんキャラクタークラブ第20回定期総会・講演会開催
令和元年	5月13日	七尾市・中能登町「第11回児童環境学習活動キックオフミーティング」開催
	5月28日	大林会長が春の叙勲、旭日小綬章受章
	5月31日	かなざわ能登くらぶ、総会並びに講演会
	6月17日	「のとしんSDGs宣言」発表
	7月11日	第55回献血運動推進全国大会にて厚生労働大臣感謝状の贈呈を受ける
	8月25日	七尾市「城山クリーン大作戦」に参加
	9月11日	しんきんビジネスフェア「北陸ビジネス街道2019」開催
	10月 1日	J-Debitにおけるキャッシュレス・消費者還元事業に参画
	10月16日	のとしん悠々倶楽部「和倉温泉くつろぎの旅/ビッグスペシャルショー2019」開催 <小林幸子ショー>（～17日）
	10月24日	第36回のとしん理事長杯争奪ゲートボール大会開催
	11月 4日	大林会長が第73回北國文化賞受賞

令和2年	2月10日	のとしん悠々倶楽部「演芸プラン2020」<金沢地区店舗会員限定>実施
	3月4日	令和元年度Co2吸収認証交付(9.0Co2ト)
	3月11日	「新型コロナウィルス対策に係る基本方針」発表
	4月1日	ふるさと文化応援定期預金「長谷川等伯再発見ファンド『等伯』」発売
	4月29日	能登の森づくり定期預金「森づくりファンド『やまもり』」発売
	5月1日	新型コロナウイルス感染症に伴う緊急特別相談窓口の開設
	5月11日	石川県緊急特例融資(無利子・無担保融資)の取扱い開始
	5月11日	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様を支援するため、フリーローン「心配無用!」取扱基準の見直しと一部商品改定
	8月19日	鳴和支店において献血活動の実施
	8月20日	道路美化・清掃功労者に対する国土交通大臣表彰
	8月26日	七尾青年会議所と東京海上日動火災保険株式会社の3者でSDGsの包括協定締結
	10月5日	金沢南支店、小丸山支店、鳴和支店木越出張所を統廃合
	10月20日	WEB完結ローンの取扱商品の追加
	11月9日	志雄支店を押水支店に統廃合
令和3年	1月20日	「SCBふるさと応援団」にかかる寄附金を七尾市に贈呈
	3月8日	令和2年度Co2吸収認証交付(9.8Co2ト)
	3月11日	令和2年度石川県パバ子育て応援企業認定書交付式
	3月30日	令和2年度地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」表彰
	3月31日	コロナ関連融資が1,866件248億円に
	4月1日	ふるさと文化応援定期預金「長谷川等伯再発見ファンド『等伯』」発売
	4月1日	能登の森づくり定期預金「森づくりファンド『やまもり』」発売
	5月13日	ニューのとしんカレッジ27期生開講
	7月1日	ふるさと教育応援定期預金『青雲の志』発売
	8月12日	当初1年間無利子となる特別教育ローンを発売
	9月28日	特別教育ローンの取扱開始と図書カードの進呈(115名)(コト困窮学生支援)
	10月1日	のとSDGsファンドへLP出資
	7日	退職金専用定期預金「新生活物語」発売
	10月8日	窓口業務のお昼休み(一時休業)の実施(輪島支店・八日市支店)
	10月16日	しんきんビジネスフェア特別商談会2021in石川開催
	10月16日	「のとしんSDGsよろず相談デスク」の開設
	10月27日	なおSDGsコンソーシアム発足
	10月27日	能登SDGs市民大学開講
	11月24日	令和3年度治山・林道コンクール第44回林道維持管理コンクールにて農林水産大臣賞受賞
	11月25日	SDGs推進に係る連携と協力に関する協定調印
	12月4日	第8回のとじまの松林再生活動
	12月13日	「年末ご融資相談窓口」の開設(～30日)

— この1年のあゆみ —

令和4年	4月1日	2022年3月末で「なお創業応援カルテット」の支援実績が100社に到達
	4月25日	地域貢献型定期預金の発売
	5月10日	のとしん課題解決支援ローン「疾風勁草」の取扱い開始
	5月23日	キャッシュレス決済サービス「Airペイ」取扱開始
	5月3日	青柏祭各町保存会に運営助成金を寄付
	6月28日	ニューのとしんカレッジ28期生開講式
	6月29日	本店営業部においてマイナンバーカードの出張申請
	6月30日	キャッシュレス納付推進で七尾税務署より感謝状授与
	7月1日	津幡支店が特殊詐欺未然防止で感謝状授与
	7月13日	本店営業部が特殊詐欺未然防止で感謝状授与
	7月14日	マイナンバーカード普及に向けたキャンペーン実施(～2023年2月28日)
	7月25日	能登地区への移住を促進するため宝達志水町以北の9市町対象に住宅ローンの借入金利を最大0.2%引き下げ
	7月30日	電子稟議システムの運用開始
	8月2日	かしま支店においてマイナンバーカードの出張申請
	8月23日	高浜支店においてマイナンバーカードの出張申請
	8月23日	本店営業部においてカフトムシ・クワガタムシのプレゼント実施
	8月23日	第26回石動山の森づくり
	8月23日	のとしんキャロットクラブ第23回定期総会開催
	8月23日	鳴和支店において献血活動の実施
	9月21日	かほく市と、若者の定住促進や子育て支援の相互協力に関する協定の締結
	9月23日	鳴和支店においてマイナンバーカードの出張申請
	9月30日	集まれ、いきもの調査隊「ノトの里山里海を調査せよ!」クエスト開始(～10月31日)
	10月1日	外国為替業務終了
	10月3日	集まれ、いきもの調査隊「集まれ調査隊!高階地区を全員で調査せよ」イベント開催
	10月6日	いきもの調査隊「集まれ調査隊!高階地区を全員で調査せよ」イベント開催
	10月19日	退職金専用定期預金「新生活物語」発売
	11月19日	能登SDGs市民大学2ndシーズン開講(～12月22日)
	11月21日	第9回のとじまの松林再生活動
	11月25日	「かなざわ能登くらぶ」講演会開催
	11月30日	ノトツグと事業承継の顧客紹介に関する契約の締結
	12月1日	本店営業部において七尾税務署とのインボイス制度の説明会開催
令和5年	1月27日	日本政策金融公庫金沢支店と小規模事業者の事業承継支援に関する覚書締結
	2月10日	内閣府が地方公共団体と金融機関による地域課題解決への取り組みを表彰する「第2回地方創生SDGs金融表彰」において、「なおSDGsスイッチ!」が北陸で初めての受賞
	3月1日	新たに9店舗において窓口業務の一時休業(お昼休み実施)の導入
	3月7日	石川県から森林整備活CO2吸収認証を受領(11.2トン、累計267.0CO2トン)
	3月13日	いしかわ婚活応援優秀企業表彰

29. 店舗のごあんない

金融機関コード：1442

令和5年7月1日現在

店番	店 舗 名	〒	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	ATMコーナー稼働			現金 振込	通帳 繰越
						平日	土曜	日・祝		
001	本 店 営 業 部	926-8601	七 尾 市 桧 物 町 3 5 番 地	0767-52-3450	0767-53-6764	○	○	○	○	○
002	羽 咋 支 店	925-0035	羽 咋 市 本 町 コ 8 6 番 地 の 2	0767-22-1144	0767-22-1147	○	○	○	○	○
003	高 浜 支 店	925-0141	羽 咋 郡 志 賀 町 高 浜 町 ク 6 0 番 地 の 4 8	0767-32-1177	0767-32-3274	○	○	○	○	○
004	富 来 支 店	925-0446	羽 咋 郡 志 賀 町 富 来 地 頭 町 8 の 2 0 4 番 地 の 1	0767-42-1127	0767-42-1850	○	○	×	○	○
008	川 原 町 支 店	926-0053	七 尾 市 上 府 中 町 ソ 部 3 番 地 の 1	0767-53-2229	0767-53-3748	○	○	○	○	○
009	津 幡 支 店	929-0323	河 北 郡 津 幡 町 字 津 幡 ハ 7 番 地 の 1	076-289-4151	076-289-4179	○	○	○	○	○
010	か し ま 支 店	929-1721	鹿 島 郡 中 能 登 町 井 田 め 2 5 番 1	0767-76-1144	0767-76-1709	○	○	○	○	○
011	鳴 和 支 店	920-0804	金 沢 市 鳴 和 二 丁 目 1 番 5 号	076-252-6255	076-252-6257	○	○	○	○	○
012	押 水 支 店	929-1343	羽 咋 郡 宝 達 志 水 町 小 川 武 部 8 9 番 地 の 1	0767-28-4444	0767-28-4445	○	×	×	×	○
013	七 塚 支 店	929-1172	か ほ く 市 松 浜 イ の 6 5 番 地 3	076-283-4646	076-283-4647	○	×	×	×	○
014	鹿 北 支 店	929-2124	七 尾 市 白 浜 町 7 6 番 地	0767-68-3755	0767-68-3750	○	×	×	○	○
015	和 倉 支 店	926-0173	七 尾 市 石 崎 町 ヨ 部 7 0 番 地 の 1 0 4	0767-62-4646	0767-62-4648	○	○	○	○	○
019	穴 水 支 店	927-0027	鳳 珠 郡 穴 水 町 字 川 島 ソ の 7 2 番 地	0768-52-1110	0768-52-1537	○	×	×	○	○
020	宇 ノ 気 支 店	929-1126	か ほ く 市 内 日 角 四 丁 目 1 4 番 地	076-283-3955	076-283-3957	○	○	○	○	○
022	輪 島 支 店	928-0001	輪 島 市 河 井 町 1 7 部 3 0 番 地 4	0768-22-0263	0768-22-5767	○	○	○	○	○
023	久 安 支 店	921-8164	金 沢 市 久 安 三 丁 目 3 9 7 番 地	076-242-1406	076-242-2396	○	○	○	○	○
024	内 灘 支 店	920-0271	河 北 郡 内 灘 町 字 鶴ヶ丘 四 丁 目 1 番 地 2 6 0	076-286-4222	076-286-0354	○	○	○	○	○
032	豎 町 支 店	920-0997	金 沢 市 豎 町 8 3 番 地 の 1	076-261-5188	076-261-5124	○	○	○	○	○
033	野 町 支 店	921-8031	金 沢 市 野 町 二 丁 目 4 番 6 号	076-242-3610	076-242-8317	○	×	×	×	○
034	西 部 支 店	920-0043	金 沢 市 長 田 二 丁 目 2 4 番 3 6 号	076-263-0311	076-263-0310	○	×	×	×	○
035	野 々 市 支 店	921-8811	野 々 市 市 高 橋 町 1 8 番 1 8 号	076-246-3721	076-246-6008	○	○	○	○	○
036	森 本 支 店	920-3114	金 沢 市 吉 原 町 ハ 3 1 番 1	076-258-0159	076-258-4371	○	○	○	×	○
037	八 日 市 支 店	921-8063	金 沢 市 八 日 市 出 町 8 1 2 番 地	076-240-2181	076-240-7988	○	○	○	○	○
039	杜 の 里 支 店	920-1167	金 沢 市 も り の 里 二 丁 目 9 7 番 地	076-233-2262	076-233-2172	○	○	○	×	○

七尾まごころセンター	926-8601	七 尾 市 桧 物 町 3 5 番 地	0767-52-3450	0767-53-6764
七尾西まごころセンター	926-0173	七 尾 市 石 崎 町 ヨ 部 7 0 番 地 の 1 0 4	0767-62-4444	0767-62-4648
羽咋まごころセンター	925-0035	羽 咋 市 本 町 コ 8 6 番 地 の 2	0767-22-1144	0767-22-1147
河北まごころセンター	929-1126	か ほ く 市 内 日 角 四 丁 目 1 4 番 地	076-283-3955	076-283-3957
金沢東まごころセンター	920-3114	金 沢 市 吉 原 町 ハ 3 1 番 1	076-258-0159	076-258-4371
金沢南まごころセンター	921-8164	金 沢 市 久 安 三 丁 目 3 9 7 番 地	076-244-7737	076-242-2396
金沢西まごころセンター	921-8031	金 沢 市 野 町 二 丁 目 4 番 6 号	076-242-3610	076-242-8317

本 部	926-8601	七 尾 市 桧 物 町 3 5 番 地	0767-52-3450	0767-52-1305
金 沢 本 部	920-0804	金 沢 市 鳴 和 二 丁 目 1 番 5 号	076-253-5111	076-253-5110

30. 店舗外現金自動機コーナーのごあんない

令和5年7月1日現在

	名 称	所 在 地	ATMコーナー稼働			現金 振込	通帳 繰越
			平日	土曜	日・祝		
七尾市	能 登 島 向 田 町	七 尾 市 能 登 島 向 田 町 ろ - 1	○	○	○	×	×
	ベ イ モ ー ル	七 尾 市 小 島 町 大 開 地 1 番 7 8	○	○	○	×	×
	古 府 町	七 尾 市 古 府 町 ヘ 部 3 5 番 地 3	○	○	○	○	○
	ロ ッ キ ー 七 尾 店	七 尾 市 古 府 町 か 3 1 番 地 1	○	○	○	×	×
	小 丸 山	七 尾 市 藤 橋 町 申 5 5 番 地 1	○	○	○	○	○
	公 立 能 登 総 合 病 院	七 尾 市 藤 橋 町 ア 部 6 番 4	○	○	×	○	×
	国 立 病 院 機 構 七 尾 病 院	七 尾 市 松 百 町 ハ 部 3 番 地 の 1	○	×	×	○	×
羽咋市	タ ン ト	七 尾 市 奥 原 町 上 ノ 部 1 3 3 番 地	○	○	○	×	×
	公 立 羽 咋 病 院	羽 咋 市 的 場 町 松 崎 2 4 番 地	○	○	×	×	×
	ロ ッ キ ー 羽 咋 店	羽 咋 市 石 野 町 口 5 3	○	○	○	×	×
羽咋郡	ア ス ク	羽 咋 郡 志 賀 町 富 来 領 家 町 甲 2 6 番 地	○	○	○	×	×
	ロ ッ キ ー 志 賀 の 郷 店	羽 咋 郡 志 賀 町 末 吉 鷺 島 3 - 1	○	○	○	×	×
	志 雄	羽 咋 郡 宝 達 志 水 町 志 浦 レ 1 8 6 番 地	○	×	×	×	○
鹿島郡	ア ル ・ ブ ラ ザ 鹿 島	鹿 島 郡 中 能 登 町 井 田 と 部 1 番 地 1	○	○	○	×	×
かほく市	イ オ ン モ ー ル か ほ く	か ほ く 市 内 日 角 タ 2 5 番	○	○	○	×	×
金沢市	木 越	金 沢 市 木 越 二 丁 目 1 5 番 地	○	○	○	×	○
	J R 金 沢 駅	金 沢 市 広 岡 町 口 1 番 地	○	○	○	×	×
	イ オ ン 金 沢 店	金 沢 市 福 久 町 二 丁 目 5 8 番 地	○	○	○	×	×

31. 手数料一覧

(令和5年7月1日現在)

1. 為替手数料

(1) 振込手数料

(1件につき)

区 分	振込金額	当金庫宛		他行庫宛	
		自店宛	他店宛	電信扱	文書扱
窓口扱い	3万円以上	550円	550円	880円	660円
	3万円未満	330円	330円	660円	440円
ATM 振込	3万円以上	440円	440円	770円	
	3万円未満	220円	220円	550円	
FAX振込	3万円以上	440円	440円	660円	
	3万円未満	220円	220円	495円	
個人IB・法人IB・FBサービス	3万円以上	220円	220円	440円	
	3万円未満	110円	110円	385円	
HB サービス	3万円以上	220円	220円	550円	
	3万円未満	110円	110円	440円	
自動振込	3万円以上	220円	330円	660円	
	3万円未満	110円	110円	440円	

※ 文書扱は、振込通知書等の付帯物件がある場合のみの取扱いとなります。

※ 総合振込依頼書、USBメモリ等電子媒体の持込みは窓口扱いとなります。

■ 次の振込に該当の場合は、振込手数料を無料とします。(ATM振込は対象外です)

振込資金	子供の教育資金 (授業料、入学金、受験料に限定)	消費性資金 (事業性資金は対象外)
振込依頼人	子供または親・親権者	プレミアム・パスポート裏面記載の何れかの方 (プレミアム・パスポートの呈示が必要)

※ プレミアム・パスポートは「子育てにやさしい企業推進協議会」発行で有効期限内のものに限ります。

(2) 給与振込手数料

(1件につき)

受 付 区 分	振 込 先 区 分	手 数 料
所定時限内の受付	当金庫宛	無 料
	他行庫宛(窓口扱い)	220円
	他行庫宛(窓口扱い以外)	110円
所定時限外の受付		窓口扱い

※ 所定時限外は上記(1)振込手数料扱いとなります。

(3) 送金手数料

(1件につき)

送 金 先 区 分		手 数 料
当金庫宛		440円
他行庫宛	至急扱い	880円
	普通扱い	660円

(4) 代金取立手数料

(1枚につ

き)

取 立 区 分	手 数 料
電子交換	660円
個別取立	1,100円

※ 店頭入金可能な手形・小切手は無料です。

※ 個別取立は、電子交換所に参加していない金融機関宛の手形・小切手などの郵送対応が必要なものが対象です。

(5) その他の手数料

(1件・1通につき)

取 扱 区 分		手 数 料
不渡手形・小切手返却料		660円
取立手形組戻料		660円
取立手形窓口呈示料		660円
送金・振込の組戻料		660円
地方税取扱手数料	石川県内	無 料
	上記以外	440円

2. ATM利用手数料(入金、出金)

(1回につき)

キャッシュカードの種類	利 用 時 間		手 数 料	手数料 お借入れ額 またはご返済 額が1万円 以下の場合
〔 信用金庫カード 〕 北陸三県内に 本店を置く信用金庫	ATM稼働時間内		無 料	無 料
〔 信用金庫カード 〕 北陸三県外に 本店を置く信用金庫 および 北陸銀行のカード	平 日	8:00 ～ 8:45	110円	110円
		8:45 ～ 18:00	無 料	無 料
		18:00 ～	110円	110円
	土曜日	9:00 ～ 14:00	無 料	無 料
		14:00 ～	110円	110円
	日曜日・祝日	9:00 ～	110円	110円
上記以外の 他行カード	平 日	8:00 ～ 8:45	220円	110円
		8:45 ～ 18:00	110円	110円
		18:00 ～	220円	110円
	土曜日	9:00 ～ 14:00	110円	110円
		14:00 ～	220円	110円
	日曜日・祝日	9:00 ～	220円	110円

3. 発行手数料

(1) 証明書等発行手数料

区 分		単 位	手 数 料
残高証明書	都度発行・継続発行	1 通	550円
	監査法人向け発行	1 通	3,300円
融資可能証明書		1 通	11,000円
利息支払証明書		1 通	550円
取引履歴明細表	依頼日から2か月以内	1科目	無 料
	依頼日から2か月超	1科目	550円
その他証明書		1 通	440円
債務保証書		1 通	2,200円
質権設定承諾書		1 通	5,500円

(2) 再発行手数料

区 分	単 位	手 数 料
各種カード	1 枚	2,200円
当座預金入金帳	1 冊	2,200円
証書	1 枚	2,200円
通帳	1 冊	無 料

4. 用紙代

区 分	単 位	手 数 料
署名鑑登録・変更	1 回	5,500円
小切手帳	1 冊	2,200円
約束手形・為替手形帳	1 冊	2,200円
自己宛小切手用紙	1 枚	550円
借入専用手形用紙	1 枚	550円
入金控帳	1 冊	6,600円

5. 金庫関係手数料

種 類	単 位	手 数 料
貸金庫利用	小型	年 額 6,600円
	中型	年 額 9,240円
	大型	年 額 13,200円
夜間金庫利用	月 額	4,400円

6. 両替手数料

(1回につき)

枚数区分	窓口両替手数料	両替機利用手数料
1枚 ～ 50枚	無 料	無 料
51枚 ～ 100枚	330円	無 料
101枚 ～ 300枚	330円	100円
301枚 ～ 1,000枚	660円	200円
1,001枚 ～ 3,000枚	660円	300円
3,001枚以上	660円+1,000枚ごとに330円加算	

※ 集金の際の両替は、窓口両替手数料の対象となります。

※ 両替のご持参・受取りのいずれか多い方の枚数が上記枚数区分に該当します。

※ 両替金額に替えて払戻請求書、小切手等により口座から払い戻す場合で、金種指定がある場合も窓口両替手数料の対象になります。

7. 大量硬貨入金手数料

(1回につき)

枚数区分	手 数 料
1枚 ～ 200枚	無 料
201枚 ～ 3,000枚	660円
3,001枚以上	660円+1,000枚ごとに330円加算

※ 大量硬貨による振込は、大量硬貨入金の対象となります。

8. 口座管理手数料

種 類	単 位	手数料
未利用口座管理手数料	年 額	1,320円
個人向け国債口座管理手数料	年 額	無 料

9. 信託手数料

種 類	手 数 料
新規契約時	信託金額 × 1.10% (上限55,000円)
追加信託の場合	追加信託金額 × 1.10% (上限33,000円)

※ 当金庫で年金をお受取の場合、または信託金が当金庫へ入金となる場合は、手数料を20%割引します。

10. 融資関係手数料

種 類			単 位	手 数 料
不動産担保	新規	設定(事業性資金)	1 件	3,000 万円以下 33,000円 3,000 万円超 1 億円以下 55,000円 1 億円超 77,000円
		設定(消費性資金)	1 件	33,000円
	変更	追加設定	1 件	33,000円
		一部抹消	1 件	
		極度増減	1 件	
順位変更		1 件		
動産・債権担保	新規設定		1 件	33,000円
	抹 消		1 件	16,500円
一部繰上償還	消費性資金(有担保)		1 件	5,500円
	住宅ローン	固定金利・変動金利型	1 件	5,500円
		固定金利特約期間中	1 件	33,000円
	事業性資金		1 件	33,000円
全額繰上償還	消費性資金(有担保)		1 件	5,500円
	住宅ローン	固定金利・変動金利型	1 件	11,000円
		固定金利特約期間中	1 件	33,000円
	事業性資金		1 件	33,000円
条件変更	証書貸付	消費性資金	1 件	11,000円
		事業性資金	1 件	33,000円
	事業者カードローン、一般当座貸越		1 件	22,000円
固定金利特約	住宅ローン(再設定時)		1 件	11,000円
フラット35の取扱い			1 件	33,000円

※ 根抵当権設定の場合は、根抵当権極度額を基準とします。

※ 動産担保、債権担保を同時に設定する場合は、それぞれの設定が手数料の対象となります。

※ 同時に複数の証書貸付の条件変更がある場合は 99,000 円 (3 件分) を上限とします。

11. 住宅ローン等取扱手数料

種 類		単 位	手 数 料
住宅ローン取扱手数料	機関保証付	1 件	33,000円
	上記以外	1 件	ご融資金額×0.33%
全国保証(株)保証付【保証会社手数料】		1 件	55,000円

※ 手数料の上限を 110,000 円とします。

※ 全国保証(株)保証付住宅ローンの取扱い時は 88,000 円 (33,000 円+55,000 円) となります。

12. EB利用手数料

種 類		単 位	手 数 料
法人インターネットバンキング		月 額	2,200円
インターネットバンキング		月 額	無料
FAX振込		月 額	1,650円
FB (ファームバンキング)		月 額	2,200円
HB (ホームバンキング)		月 額	1,100円
アンサーサービス		月 額	330円
デビットカード加盟店	端末料	月 額	660円
	取引手数料	1 件	取引金額の2% (上限 300 円 下限 20 円)

※ HB、FBには別途アンサーサービス契約が必要となります。

13. 開示手数料

開示方法区分			単 位	手 数 料
窓口交付	基本情報		1 通	550円
	加算項目	取引残高情報	1 回	1,100円
		取引履歴情報		
		上記以外の情報		
郵送による場合			窓口交付に加算	550円

※ 相続預金に関する取引履歴等の情報は、上記開示手数料となります。

※ 基本情報で開示できる情報は、「氏名」「住所」「生年月日」「電話番号」「勤務先(勤務先名または職業・電話番号)」です。

※ 取引残高情報で開示できる情報は、「預金残高」「借入残高」「出資金」「国債残高」「投信残高(口数)」「信託」です。

14. でんさいネット利用手数料

(1) 月額利用手数料

利用内容区分	手 数 料
(債権者)利用限定特約のお客様 (でんさいの譲渡・分割譲渡の利用は可能。発生請求は利用不可)	無 料
(債務者)としてご利用のお客様 (でんさいの発生請求、譲渡、分割譲渡の利用が可能)	無 料

(2) 各記録請求1件あたりの手数料

手数料の種類	手数料金額(インターネット)		手数料金額(書面)		対象の お客様
	当金庫宛	他行庫宛	当金庫宛	他行庫宛	
発生・譲渡・分割譲渡等の記録請求	330円		880円	1,100円	記録請求者
口座入金	無 料		無 料		口座名義者
通常開示	無 料		1,100円		開示請求者
特例開示	――		3,300円		
残高の開示(残高証明)	――		4,400円 (都度発行方式) 2,200円 (定例発行方式)		
その他(変更 取消等)	330円		2,200円		依頼者

※ その他は、変更、決済中止、訂正・回復、支払不能通知、支払不能通知の取り消し

15. 代金回収サービス(HSK)ネット

種 類		単 位	手 数 料
利用料		月 額	550円
振替手数料	地域ネット	1 件	110円
	全国ネット	1 件	165円
取扱手数料(取りまとめ口座への入金処理)		1 回	440円

※ 請求データが発生しなかった月は、利用料が免除となります。

※ 地域ネット:石川県内に本店を置く提携金融機関

16. その他手数料

種 類	単 位	手 数 料
株式・出資の払込	1,000 万円未満	1 件 11,000円
	3,000 万円未満	1 件 22,000円
	3,000 万円以上	1 件 33,000円
口座振替手数料	帳票持込み	1 件 220円
	上記以外	1 件 110円

○ すべての手数料には、消費税が含まれています。

○ 詳細につきましては、窓口でご確認ください。

○ 各種証明書および開示情報等で郵送の場合は、別途郵送料が必要となります。

手数料一覧に記載されている手数料については、経済情勢等の変動により変更することがあります。

資料編

目次

< 業績の概要 >

1. 財務諸表

(1)貸借対照表	46～52
(2)損益計算書	53～54
(3)剰余金処分計算書	54
独立監査人の監査報告書謄本	55
監査報告書謄本	55

2. 預金業務

(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	56
(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	56

3. 融資業務

(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	56
(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の 残高	56
(3)①担保の種類別の貸出金残高	56
②担保の種類別の債務保証見返額	57
(4)使途別の貸出金残高	57
(5)預貸率の期末値及び期中平均値	57
(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	57

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高	58
(2)有価証券の種類別の残存期間別残高	58
(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高	58
(4)預証率の期末値及び期中平均値	58

5. 時価情報

(1)有価証券	59～60
(2)金銭の信託	60
(3)デリバティブ取引	60

6. 経営内容

(1)経常収益	61
(2)経常利益	61
(3)当期純利益	61
(4)出資総額及び出資総口数	61
(5)純資産額	61
(6)総資産額	61
(7)預金積金残高	61
(8)貸出金残高	61
(9)有価証券残高	61
(10)単体自己資本比率	61
(11)出資に対する配当金	61
(12)職員数	61
(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務 純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託 解約損益を除く）	61～62
(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	62
(15)受取利息及び支払利息の増減	62
(16)利益率	62

< 連結情報 >

1. 金庫及び子会社等の概況

(1)主要な事業内容及び子会社等の概要	63
(2)子会社等の状況	63
(3)事業の概況	63

2. 財産の状況

(1)財務諸表	64～71
(2)経営内容	71
(3)信用金庫法開示債権（リスク管理債権）の状況	71
(4)連結セグメント情報	71

3. 自己資本充実の状況（連結に関する事項）

.....	72～76
-------	-------

業 績 の 概 要

1. 財務諸表

(1)貸借対照表

(資産の部)

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和4.3.31現在)	令和4年度 (令和5.3.31現在)
(資産の部)		
現金	3,497,983	3,371,685
預 け 金	112,222,838	90,685,822
金融機関貸付等	—	—
買入金銭債権	1,364,284	1,101,826
金銭の信託	—	—
有価証券	86,361,799	83,447,394
国債	8,702,000	9,679,700
地方債	20,318,595	17,758,331
社債	32,281,482	29,625,735
株式	586,623	532,247
その他の証券	24,473,096	25,851,380
貸出金	178,393,605	177,370,082
割引手形	333,381	265,839
手形貸付	5,316,840	5,089,390
証書貸付	156,319,067	153,130,582
当座貸越	16,424,315	18,884,270
その他の資産	1,833,344	1,860,323
未決済為替貸	51,449	55,408
信金中金出資金	1,400,600	1,400,600
前払費用	3,874	5,111
未収収益	255,280	274,190
その他の資産	122,140	125,012
有形固定資産	2,546,404	2,500,564
建物	513,966	465,966
土地	1,657,312	1,656,391
リース資産	170,683	169,400
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	204,442	208,806
無形固定資産	113,337	97,488
ソフトウェア	79,726	65,673
リース資産	6,936	5,165
その他の無形固定資産	26,674	26,649
繰延税金資産	539,947	568,713
債務保証見返	4,305,846	4,443,711
貸倒引当金	△1,763,727	△1,891,230
(うち個別貸倒引当金)	(△1,389,085)	(△1,514,873)
資産の部合計	389,415,663	363,556,382

(負債及び純資産の部)

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和4.3.31現在)	令和4年度 (令和5.3.31現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	328,684,675	334,390,869
当座預金	3,352,997	3,540,564
普通預金	149,842,634	158,225,023
貯蓄預金	198,131	220,352
通知預金	1,026,033	936,934
定期預金	164,645,665	163,392,640
定期積金	7,875,343	6,864,490
その他の預金	1,743,870	1,210,864

借 用 金	36,374,658	7,533,314
借 入 金	36,374,658	7,533,314
そ の 他 負 債	795,962	775,625
未 決 済 為 替 借	100,577	101,239
未 払 払 費 用	214,326	177,922
給 付 補 填 備 金	2,231	1,500
未 払 法 人 税 等	65,192	93,977
前 受 収 益	15,423	13,851
払 戻 未 済 金	4,493	6,657
職 員 預 り 金	118,391	116,553
リ ー ス 債 務	190,640	191,828
資 産 除 去 債 務	10,543	10,465
そ の 他 の 負 債	74,141	61,629
賞 与 引 当 金	86,165	81,667
役 員 賞 与 引 当 金	7,595	7,595
退 職 給 付 引 当 金	343,452	320,674
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	182,346	194,949
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	15,979	13,462
偶 発 損 失 引 当 金	23,176	25,790
債 務 保 証	4,305,846	4,443,711
負 債 の 部 合 計	370,819,857	347,787,659
(純資産の部)		
出 資 金	742,470	735,813
普 通 出 資 金	742,470	735,813
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	18,587,230	18,776,016
利 益 準 備 金	746,963	742,470
そ の 他 利 益 剰 余 金	17,840,267	18,033,545
特 別 積 立 金	17,527,580	17,677,580
(経営安定化特別積立金)	(1,500,000)	(1,500,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	312,687	355,965
(当 期 純 利 益)	(166,271)	(203,315)
処 分 未 済 持 分	△18,088	△16,659
会 員 勘 定 合 計	19,311,612	19,495,169
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△715,806	△3,726,446
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△715,806	△3,726,446
純 資 産 の 部 合 計	18,595,805	15,768,723
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	389,415,663	363,556,382

注記事項（令和5年3月期）

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年～50年（税法基準の160%の償却率による） その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は 669 百万円であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、過去の経済ショック時における毀損額や貸倒実績率の増加分を考慮した一定の仮定に基づき追加的な貸倒引当金を計上しております。これに伴う貸倒引当金の計上額は109百万円です。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

①年金資産の額	1,740,569百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
③差引額	△66,857百万円
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月分） 0.223%
- (3) 補足説明

上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円および別途積立金は95,760百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金42百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,891百万円

（上記のうち新型コロナウイルス感染症の影響を主因として信用リスクが高まった債務者に対する引当金109百万円）

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、貸倒引当金を追加計上することに至った要因は、新型コロナウイルス感染症が債務者の事業活動に与える影響が出ており、未曾有の経済ショックであることを鑑み、過去の経済ショック時における毀損額や貸倒実績率の増加分を考慮した一定の仮定に基づき追加的な貸倒引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症による影響は当分の間継続するものと仮定して見積っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束見込み等に関して、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,308百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 58百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,693百万円

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,627百万円

危険債権額 3,887百万円

三月以上延滞債権額 27百万円

貸出条件緩和債権額 497百万円

合計額 6,040百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、265百万円であります。

22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 41,368 百万円
担保資産に対応する債務はありません。
上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,512 百万円を差し入れております。
23. 出資 1 口当たりの純資産額 1,082 円 20 銭
24. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的にALM委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が 10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。
このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。
これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ALM委員会に定期的に報告されております。
- (iv)市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間 1 年、信頼区分 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 5 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 1,727 百万円です。
なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
25. 金融商品の時価等に関する事項
令和 5 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
(時価の算定方法については（注 1）参照） なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。
(（注 2）参照) また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	90,685	91,155	469
(2) 有価証券	83,139	83,025	△113
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	2,100	1,986	△113
その他有価証券	81,039	81,039	—
(3) 貸出金(*1)	177,370	—	—
貸倒引当金(*2)	△1,891	—	—
	175,478	177,393	1,915
金融資産計	349,303	351,574	2,270
(1) 預金積金(*1)	334,390	334,043	△346
(2) 借入金(*1)	7,533	7,589	55
金融負債計	341,934	341,643	△290

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 26. から 27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	10
関連法人等株式 (*1)	—
非上場株式 (*1)	248
組合出資金 (*2)	50
合 計	308

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日)第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日)第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	—	1,101	1,101
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券(その他有価証券)	12,110	66,685	4,229	83,025
うち株式	274	—	—	274
国債	9,679	—	—	9,679
地方債	—	17,758	—	17,758
社債	—	29,625	—	29,625
その他の証券	2,156	19,301	4,229	25,687
その他	—	—	—	—
金融資産計	12,110	66,685	5,330	84,127
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金(*1)	59,207	11,875	2,000	7,800
有価証券	4,125	13,437	17,782	31,147
満期保有目的の債券	—	—	1,500	600
その他有価証券のうち満期があるもの	4,125	13,437	16,282	30,547
貸出金(*2)	23,443	63,025	44,680	25,550
合 計	86,776	88,337	64,463	64,498

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	313,535	20,002	852	—
借入金	7,232	125	156	18
合 計	320,768	20,128	1,009	18

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券

該当なし

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	2,100	1,986	△113
	小 計	2,100	1,986	△113
合 計		2,100	1,986	△113

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	181	131	49
	債券	15,557	15,424	132
	国 債	202	199	3
	地方債	8,234	8,164	70
	社 債	7,119	7,061	58
	その他	3,040	2,792	247
	小 計	18,778	18,349	430
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	92	110	△17
	債券	41,506	43,365	△1,859
	国 債	9,476	10,206	△729
	地方債	9,523	10,047	△523
	社 債	22,506	23,112	△605
	その他	20,660	22,939	△2,279
	小 計	62,259	66,416	△4,156
合 計		81,039	84,765	△3,726

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	88	12	△25
債券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	1,434	63	△15
合 計	1,522	76	△40

29. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、64,687百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが25,682百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	125 百万円
退職給付引当金	88 百万円
貸出金有税償却額	159 百万円
貸倒引当金(有税額)	347 百万円
賞与引当金	22 百万円
その他	221 百万円
繰延税金資産小計	964 百万円
評価性引当額	△396 百万円
繰延税金資産合計	568 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	— 百万円
資産除去債務	0 百万円
繰延税金負債合計	0 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	568 百万円

33. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和 2 年 3 月 31 日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 1 百万円

34. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

(2)損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和3.4.1～令和4.3.31)	令和4年度 (令和4.4.1～令和5.3.31)
経 常 収 益	4,072,401	3,886,928
資 金 運 用 収 益	3,461,437	3,410,669
貸 出 金 利 息	2,515,943	2,435,033
預 け 金 利 息	161,163	138,594
有価証券利息配当金	655,441	705,844
その他の受入利息	128,888	131,196
役 務 取 引 等 収 益	429,632	409,391
受入為替手数料	155,107	140,060
その他の役務収益	274,524	269,331
そ の 他 業 務 収 益	58,426	27,272
外国為替売買益	412	1,025
国債等債券売却益	28,423	—
国債等債券償還益	131	331
その他の業務収益	29,459	25,916
そ の 他 経 常 収 益	122,904	39,594
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	53,278	11,095
株式等売却益	67,130	20,798
金銭の信託運用益	0	—
その他の経常収益	2,495	7,700
経 常 費 用	3,781,907	3,546,551
資 金 調 達 費 用	36,557	31,689
預 金 利 息	21,625	17,356
給付補填備金繰入額	877	539
借 用 金 利 息	8,843	7,944
その他の支払利息	5,211	5,849
役 務 取 引 等 費 用	314,559	301,454
支払為替手数料	60,528	52,825
その他の役務費用	254,031	248,629
そ の 他 業 務 費 用	49,563	16,019
外国為替売買損	0	—
国債等債券売却損	48,136	—
国債等債券償還損	563	13,296
国債等債券償却	0	—
その他の業務費用	863	2,722
経 費	2,875,837	2,834,522
人 件 費	1,681,029	1,671,467
物 件 費	1,083,381	1,055,279
税 金	111,426	107,776
そ の 他 経 常 費 用	505,388	362,865
貸倒引当金繰入額	415,098	245,662
貸 出 金 償 却	1,258	51,609
株式等売却損	23,465	25,930
株式等償却	0	—
金銭の信託運用損	0	—
その他資産償却	50	2,265
その他の経常費用	60,517	37,398
経 常 利 益	290,494	340,376
特 別 利 益	0	—
固定資産処分益	0	—
その他の特別利益	0	—
特 別 損 失	5,948	5,254
固定資産処分損	724	2,139
減 損 損 失	5,224	3,114
その他の特別損失	0	—
税 引 前 当 期 純 利 益	284,545	335,121
法人税、住民税及び事業税	125,701	160,571
法 人 税 等 調 整 額	△7,428	△28,765
法 人 税 等 合 計	118,273	131,805
当 期 純 利 益	166,271	203,315
繰越金（当期首残高）	146,415	152,649
当 期 未 処 分 剰 余 金	312,687	355,965

注記事項（令和5年3月期）

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 10,647千円
子会社との取引による費用総額 90,264千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 14円08銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。
(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	2
鳳珠郡内	事業用資産	土地	0
合 計			3

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。
- 追加情報
新型コロナウイルス感染症の影響へ対応する経済対策として導入された「民間金融機関における無利子・無担保融資制度」に伴い自治体から受取る利子補給金は貸出利息として計上しております。これに伴う貸出金利息の計上額は175,054千円です。

(3)剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和3.4.1～令和4.3.31)	令和4年度 (令和4.4.1～令和5.3.31)
当 期 未 処 分 剰 余 金	312,687	355,965
積 立 金 取 崩 額	—	—
特 別 積 立 金 取 崩 額	—	—
利 益 準 備 金 限 度 超 過 取 崩 額	4,493	6,657
剰 余 金 処 分 額	164,530	214,373
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金 (年2%) 14,530	(年2%) 14,530	(年2%) 14,373
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特 別 積 立 金	150,000	200,000
繰越金（当期末残高）	152,649	148,249

注記事項

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

※令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、監査法人の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年6月16日

のと共栄信用金庫

理 事 長

鈴木 正俊



独立監査人の監査報告書

令和5年5月25日

のと共栄信用金庫
理事会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所
指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
公 認 会 計 士
尾 川 克 明
指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
公 認 会 計 士
南 波 洋 行

<計算書類等監査>
監査意見
当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第108期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
その他の記載内容
その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通過し、通過の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。
計算書類等に対する経営者及び監事の責任
経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。
計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別、又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
<剰余金処分案に対する意見>
剰余金処分案に対する監査意見
当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第108期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。
当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。
剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任
経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。
監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。
剰余金処分案に対する監査における監査人の責任
監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。
利害関係
金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監事の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第108期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容
各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子法人等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人等から事業の報告を受けました。
業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び各々の附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 業務報告等の監査結果
①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項はありません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
令和5年5月26日
のと共栄信用金庫監事会
常勤監事 室 屋 範 夫 監 事 池 水 龍 一
監 事 吉 川 外喜男
(注) 監事 池水 龍一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

- 55 -

2. 預金業務

(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 (単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
流動性預金		151,699	159,434
	うち有利利息預金	135,140	142,694
定期性預金		175,127	169,605
	うち固定金利定期預金	167,051	162,229
	うち変動金利定期預金	10	10
その他		839	896
計		327,666	329,936
譲渡性預金		—	—
合計		327,666	329,936

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの金利が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
定期預金		164,645	163,392
	固定金利定期預金	164,634	163,383
	変動金利定期預金	10	9
	その他	—	—

3. 融資業務

(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 (単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
手形貸付		4,552	4,840
証書貸付		160,692	155,405
当座貸越		14,619	16,640
割引手形		301	298
合計		180,166	177,184

(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
貸出金		178,393	177,370
	うち変動金利	56,189	55,438
	うち固定金利	122,204	121,931

(3)担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

①貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金		947	922
有価証券		—	—
不動産		—	—
不動産		21,957	21,539
その他		—	—
計		22,905	22,461
信用保証協会・信用保険		45,948	46,100
保証		19,472	18,004
信用		90,068	90,803
合計		178,393	177,370

②債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	0	0
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	2,051	2,038
その他	—	—
計	2,051	2,039
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	75	87
信用	2,179	2,317
合計	4,305	4,443

(4)使途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	83,041	46.55%	80,121	45.17%
運転資金	95,352	53.45%	97,248	54.83%
合計	178,393	100.00%	177,370	100.00%

(5)預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金（期末残高）（A）	178,393	177,370
預金（期末残高）（B）	328,684	334,390
預貸率	（A / B）	54.27%
	期中平均	54.98%
		53.70%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	391	12,637	7.08%	373	13,875	7.82%
農業、林業	50	353	0.19%	49	831	0.46%
漁業	33	198	0.11%	26	228	0.12%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—%	—	—	—%
建設業	840	16,676	9.34%	832	16,269	9.17%
電気・ガス・熱供給・水道業	32	657	0.36%	32	614	0.34%
情報通信業	10	89	0.04%	9	84	0.04%
運輸業、郵便業	110	3,773	2.11%	99	3,737	2.10%
卸売業、小売業	566	12,918	7.24%	541	12,476	7.03%
金融業、保険業	18	5,179	2.90%	19	8,344	4.70%
不動産業	472	23,453	13.14%	466	23,065	13.00%
物品賃貸業	9	551	0.30%	8	388	0.21%
学術研究、専門・技術サービス業	101	5,137	2.87%	102	5,152	2.90%
宿泊業	63	6,501	3.64%	64	6,389	3.60%
飲食業	502	7,551	4.23%	492	7,562	4.26%
生活関連サービス業、娯楽業	276	3,899	2.18%	279	3,604	2.03%
教育、学習支援業	25	781	0.43%	27	840	0.47%
医療・福祉	144	5,698	3.19%	144	5,556	3.13%
その他サービス	341	9,922	5.56%	327	9,600	5.41%
小計	3,983	115,984	65.01%	3,889	118,621	66.87%
地方公共団体	17	28,575	16.01%	17	26,126	14.72%
個人（住宅・消費・納税資金等）	9,619	33,833	18.96%	9,180	32,621	18.39%
合計	13,619	178,393	100.00%	13,086	177,370	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

(2)有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3 年度	国 債	—	—	—	—	—	8,702	—	8,702
	地 方 債	2,118	5,103	2,633	—	44	10,417	—	20,318
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,755	4,189	2,500	4,276	8,659	9,899	—	32,281
	株 式	—	—	—	—	—	—	586	586
	外 国 証 券	—	100	1,204	597	1,500	1,886	11,642	16,931
	そ の 他 証 券	112	864	650	2,400	877	—	2,635	7,541
令和4 年度	国 債	—	—	—	—	—	9,679	—	9,679
	地 方 債	1,508	6,182	—	—	159	9,907	—	17,758
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,881	4,611	385	8,338	4,676	9,732	—	29,625
	株 式	—	—	—	—	—	—	532	532
	外 国 証 券	99	1,003	197	2,085	—	1,827	13,594	18,807
	そ の 他 証 券	335	49	1,308	2,146	376	—	2,828	7,043

(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	8,702	7,918	9,679	9,960
地 方 債	20,318	20,546	17,758	19,630
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	32,281	31,988	29,625	31,747
株 式	586	668	532	569
外 国 証 券	16,931	15,345	18,807	19,197
そ の 他 証 券	7,541	6,803	7,043	8,049
合 計	86,361	83,271	83,447	89,154

(4)預証率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
有 価 証 券 (期末残高)	(A)	86,361	83,447
預 金 (期末残高)	(B)	328,684	334,390
預 証 率	(A / B)	26.27%	24.95%
	期 中 平 均	25.41%	27.02%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

5. 時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	200	200	0	—	—	—
	小 計	200	200	0	—	—	—
時価が貸借対照表計上額をしないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,900	1,859	△40	2,100	1,986	△113
	小 計	1,900	1,859	△40	2,100	1,986	△113
合 計		2,100	2,060	△39	2,100	1,986	△113

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

④ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	149	107	42	181	131	49
	債 券	27,522	27,220	302	15,557	15,424	132
	国 債	815	802	12	202	199	3
	地 方 債	13,153	13,004	148	8,234	8,164	70
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	13,553	13,412	141	7,119	7,061	58
	そ の 他	4,499	4,281	218	3,040	2,792	247
	小 計	32,172	31,609	562	18,778	18,349	430
貸借対照表計上額が取得原価をしないもの	株 式	178	222	△44	92	110	△17
	債 券	33,779	34,467	△687	41,506	43,365	△1,859
	国 債	7,886	8,207	△321	9,476	10,206	△729
	地 方 債	7,165	7,343	△178	9,523	10,047	△523
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	18,727	18,915	△187	22,506	23,112	△605
	そ の 他	17,849	18,396	△546	20,660	22,939	△2,279
	小 計	51,807	53,086	△1,278	62,259	66,416	△4,156
合 計		83,979	84,695	△715	81,039	84,765	△3,726

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	248	248
その他の証券・投資事業有限責任組合	23	50
満期保有目的の債券・信用金庫保証付私募債	—	—
合 計	281	308

(2)金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

② 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和3年度					令和4年度				
貸借対照表計上額	時価	差 額			貸借対照表計上額	時価	差 額		
		うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの				うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	
—	—	—	—		—	—	—	—	

(注) 上記金銭の信託は、運用対象の一部について時価の算定が出来ないことから、「時価のない商品」と判断されるため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

③その他の金銭の信託

該当ありません。

(3)デリバティブ取引

- ①金利関連取引、②通貨関連取引、③株式関連取引、④債券関連取引、⑤商品関連取引、⑥クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ありません。

6. 経営内容

(1) ～ (12)最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	4,105,042	4,235,546	4,147,806	4,072,401	3,886,928
経常利益 (△は経常損失)	306,614	200,156	234,963	290,494	340,376
当期純利益 (△は当期純損失)	200,123	95,910	138,040	166,271	203,315

(単位：百万円、百万口)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出資総額	753	746	746	742	735
出資総口数	15	14	14	14	14
純資産額	19,583	19,031	19,646	18,595	15,768
総資産額	339,421	335,929	383,811	389,415	363,556
預金積金残高	313,123	310,151	325,427	328,684	334,390
貸出金残高	172,007	176,551	181,959	178,393	177,370
有価証券残高	62,016	67,610	82,117	86,361	83,447
単体自己資本比率	13.34%	12.81%	13.34%	13.35%	13.20%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1円	1円	1円	1円	1円
役員数	13人	13人	13人	12人	12人
うち常勤役員数	9人	9人	9人	7人	7人
職員数	219人	212人	210人	215人	200人
会員数	30,041人	29,926人	30,044人	30,059人	30,123人

(注) 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)業務粗利益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	3,424,879	3,378,979
資金運用収益	3,461,437	3,410,669
資金調達費用	36,557	31,689
役務取引等収支	115,072	107,937
役務取引等収益	429,632	409,391
役務取引等費用	314,559	301,454
その他業務収支	8,863	11,253
その他業務収益	58,426	27,272
その他業務費用	49,563	16,019
業務粗利益	3,548,816	3,498,170
業務粗利益率	0.93%	0.92%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度 - 千円、令和4年度 - 千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
業 務 純 益	674,185	682,130
実 質 業 務 純 益	702,267	683,845
コ ア 業 務 純 益	722,412	696,810
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	665,146	644,264

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含みません。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘

①資金運用収支の内訳

(単位：百万円、千円)

	平 均 残 高		利 息		利 回 り	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	377,758	376,303	3,461,437	3,410,669	0.91%	0.90%
うち貸出金	180,166	177,184	2,515,943	2,435,033	1.39%	1.37%
うち預け金	111,678	107,246	161,163	138,594	0.14%	0.12%
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	83,271	89,154	655,441	705,844	0.78%	0.79%
資金調達勘定	363,442	361,364	36,557	31,689	0.01%	0.00%
うち預金積金	327,666	329,936	22,502	17,895	0.00%	0.00%
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	35,489	31,126	8,843	7,944	0.02%	0.02%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度 186 百万円、令和4年度 191 百万円)及び金銭の信託平均残高(令和3年度 - 百万円、令和4年度 - 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度 - 百万円、令和4年度 - 百万円)及び利息(令和3年度 - 千円、令和4年度 - 千円)を、それぞれ控除して表示しております。

②資金利鞘

	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 利 回	0.91%	0.90%
資 金 調 達 原 価 率	0.79%	0.78%
総 資 金 利 鞘	0.12%	0.12%

(15)受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	97,582	△120,427	△22,844	3,505	△54,273	△50,767
うち貸出金	△8,956	△94,618	△103,574	△40,978	△39,932	△80,910
うち預け金	27,142	△1,548	25,594	△5,727	△16,842	△22,569
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	47,353	△31,687	15,666	46,580	3,823	50,403
支 払 利 息	6,210	△25,554	△19,344	△703	△4,165	△4,868
うち預金積金	279	△20,556	△20,277	123	△4,730	△4,607
うち借入金	4,911	△5,809	△898	△1,114	215	△899

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

(16)利益率

	令和3年度	令和4年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.07%	0.08%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.04%	0.05%

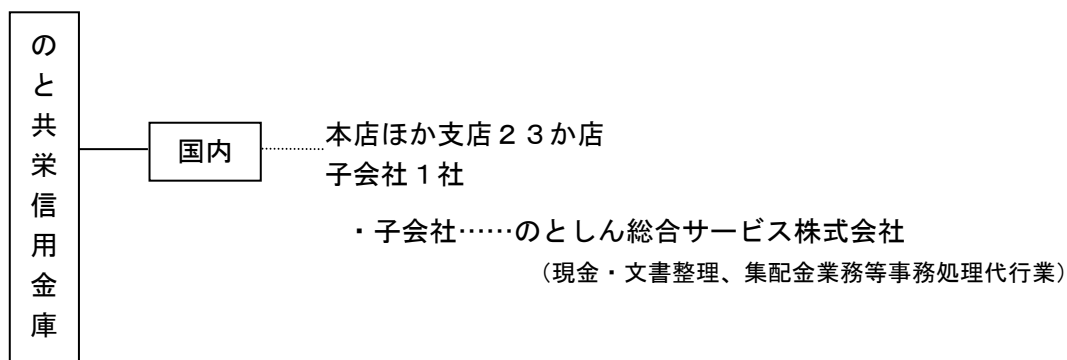
(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

連結情報

1. 金庫及び子会社等の概況

(1) 主要な事業内容及び子会社等の概要

当金庫グループは、当金庫と子会社１社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。



(2)子会社等の状況

名	称	のとしん総合サービス株式会社								
所	在	地	七尾市国分町井部2番地							
資	本	金	10,000千円							
主	要	業	務	内	容	現金の集配・整理、文書の整理・保管、特定先の集配金、事業用動産・不動産の管理、火災保険証券の集中管理、個人ローン及び事業資金の債権書類保管・管理、ATM管理、決算書（取引先）の入力、個人ローンの延滞管理、為替集中業務、重要用紙の管理、出資金の管理、代位弁済請求事務、印鑑登録事務、口座振替依頼書管理、カードローン事務、その他事務集中業務				
設	立	年	月	日	昭和63年8月8日					
当	金	庫	の	議	決	権	比	率	100%	
子	会	社	等	の	議	決	権	比	率	0%

(3)事業の概況

当金庫と子会社「のとしん総合サービス株式会社」の連結決算を実施しました。

連結決算においては、子会社の事業規模が極めて小さいため、親会社であるのと共栄信用金庫の決算に及ぼす影響はごくわずかです。

連結決算の財務内容は、総資産が363,553百万円となり、のと共栄信用金庫単体と比較して2百万円の減少、自己資本合計は19,787百万円で、27百万円の増加となりました。

損益では経常利益は333百万円で、のと同栄信用金庫単体と比較して6百万円の減少、当期純利益も196百万円で6百万円の減少となりました。

また、連結自己資本比率は13.22%となりました。

2. 財産の状況

(1)財務諸表

①連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和4.3.31現在)	令和4年度 (令和5.3.31現在)
(資産の部)		
現金及び預け金	115,720,821	94,057,508
買入金銭債権	1,364,284	1,101,826
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	86,353,799	83,439,394
貸出金	178,393,605	177,370,082
外国為替	—	—
その他資産	1,834,575	1,862,104
有形固定資産	2,546,404	2,500,564
建物	513,966	465,966
土地	1,657,312	1,656,391
リース資産	170,683	169,400
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	204,442	208,806
無形固定資産	113,337	97,488
ソフトウェア	79,726	65,673
その他の無形固定資産	26,674	31,815
繰延税金資産	543,259	572,182
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	4,305,846	4,443,711
貸倒引当金(△)	△1,763,727	△1,891,230
資産の部合計	389,412,207	363,553,633
(負債の部)		
預金積金	328,620,500	334,332,395
譲渡性預金	—	—
借入金	36,374,658	7,533,314
外国為替	—	—
その他負債	800,317	780,000
賞与引当金	88,965	84,467
役員賞与引当金	8,845	8,595
退職給付引当金	352,893	330,998
役員退職慰労引当金	191,067	204,479
その他の引当金	39,156	39,253
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	39
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	4,305,846	4,443,711
負債の部合計	370,782,250	347,757,253
(純資産の部)		
出資金	742,470	735,813
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	18,621,382	18,803,672
処分未済持分	△18,088	△16,659
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	19,183,155	19,522,826
その他有価証券評価差額金	△715,806	△3,726,446
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	△715,806	△3,726,446
新株予約権	—	—
少数株主持分	—	—
純資産の部合計	18,467,348	15,796,379
負債及び純資産の部合計	389,412,207	363,553,633

連結財務諸表の作成方針（令和5年3月期）

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等・・・子会社 1社
のとしん総合サービス株式会社
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - (1) 連結される子会社の決算日
3月末日 1社
4. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結される子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本の相殺消去に当たり、差額は発生していません。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

連結貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	20年～50年（税法基準の160%の償却率による）	その他	3年～20年
-----	---------------------------	-----	--------
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は 669 百万円であります。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、過去の経済ショック時における毀損額や貸倒実績率の増加分を考慮した一定の仮定に基づき追加的な貸倒引当金を計上しております。これに伴う貸倒引当金の計上額は 109 百万円です。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

①年金資産の額	1,740,569 百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426 百万円
③差引額	△66,857 百万円
 - (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月分） 0.223 %
 - (3) 補足説明
上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 162,618 百万円および別途積立金は 95,760 百万円であります。
本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 42 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

14. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,891 百万円
（上記のうち新型コロナウイルス感染症の影響を主因として信用リスクが高まった債務者に対する引当金 109 百万円）
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 6. に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、貸倒引当金を追加計上することに至った要因は、新型コロナウイルス感染症が債務者の事業活動に与える影響が出ており、未曾有の経済ショックであることを鑑み、過去の経済ショック時における毀損額や貸倒実績率の増加分を考慮した一定の仮定に基づき追加的な貸倒引当金を計上しております。
- 新型コロナウイルス感染症による影響は当分の間継続するものと仮定して見積っております。
- なお、新型コロナウイルス感染症の収束見込み等に関して、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,308 百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10 百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 58 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,693 百万円
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）にの各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,627 百万円
- 危険債権額 3,887 百万円
- 三月以上延滞債権額 27 百万円
- 貸出条件緩和債権額 497 百万円
- 合計額 6,040 百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、265 百万円であります。
22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- 有価証券 41,368 百万円
- 担保資産に対応する債務はありません。
- 上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,512 百万円を差し入れております。
23. 出資 1 口当たりの純資産額 1,098 円 26 銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的に A L M 委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M 委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が 10% 円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、A L M 委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。
- このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、A L M 委員会に定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区分99%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,727百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（時価の算定方法については（注1）参照）なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注2）参照）また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	90,685	91,155	469
(2) 有価証券	83,139	83,025	△113
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	2,100	1,986	△113
その他有価証券	81,039	81,039	—
(3) 貸出金(*1)	177,370	—	—
貸倒引当金(*2)	△1,891	—	—
	175,478	177,393	1,915
金融資産計	349,303	351,574	2,270
(1) 預金積金(*1)	334,332	33,984	△347
(2) 借入金(*1)	7,533	7,589	55
金融負債計	341,865	341,574	△291

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	—
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	250
組合出資金(*2)	50
合 計	300

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

【主な分類商品】地方債、社債（上場企業等）等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
買入金銭債権	—	—	1,101	1,101
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券（その他有価証券）	12,110	66,685	4,229	83,025
うち株式	274	—	—	274
国債	9,679	—	—	9,679
地方債	—	17,758	—	17,758
社債	—	29,625	—	29,625
その他の証券	2,156	19,301	4,229	25,687
その他	—	—	—	—
金融資産計	12,110	66,685	5,330	84,127
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金(*1)	59,207	11,875	2,000	7,800
有価証券	4,125	13,437	17,782	31,147
満期保有目的の債券	—	—	1,500	600
その他有価証券のうち満期があるもの	4,125	13,437	16,282	30,547
貸出金(*2)	23,443	63,025	44,680	25,550
合 計	86,776	88,337	64,463	64,498

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金(*)	313,535	20,002	852	—
借入金	7,232	125	156	18
合 計	320,768	20,128	1,009	18

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1 年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28 まで同様であります。

売買目的有価証券 該当なし

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	2,100	1,986	△113
	小 計	2,100	1,986	△113
合 計		2,100	1,986	△113

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	181	131	49
	債券	15,557	15,424	132
	国 債	202	199	3
	地方債	8,234	8,164	70
	社 債	7,119	7,061	58
	その他	3,040	2,792	247
	小 計	18,778	18,349	430

連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	92	110	△17
	債券	41,506	43,365	△1,859
	国債	9,476	10,206	△729
	地方債	9,523	10,047	△523
	社債	22,506	23,112	△605
	その他	20,660	22,939	△2,279
小計		62,259	66,416	△4,156
合計		81,039	84,765	△3,726

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	88	12	△25
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,434	63	△15
合計	1,522	76	△40

29. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、64,687百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが25,682百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	125 百万円
退職給付引当金	91 百万円
貸出金有税償却額	159 百万円
貸倒引当金(有税額)	347 百万円
賞与引当金	23 百万円
その他	222 百万円
繰延税金資産小計	968 百万円
評価性引当額	△396 百万円
繰延税金資産合計	572 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	— 百万円
資産除去債務	0 百万円
繰延税金負債合計	0 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	572 百万円

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 1百万円

34. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

②連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和3.4.1～令和4.3.31)	令和4年度 (令和4.4.1～令和5.3.31)
経 常 収 益	4,076,871	3,891,474
資 金 運 用 収 益	3,461,437	3,410,669
貸 出 金 利 息	2,515,943	2,435,033
預 け 金 利 息	161,163	138,594
有 価 証 券 利 息 配 当 金	655,441	705,844
そ の 他 の 受 入 利 息	128,888	131,196
役 務 取 引 等 収 益	429,632	409,391
そ の 他 業 務 収 益	58,786	27,446
そ の 他 経 常 収 益	127,014	43,966
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	53,278	11,095
そ の 他 の 経 常 収 益	73,735	32,870
経 常 費 用	3,790,204	3,557,629
資 金 調 達 費 用	36,557	31,688
預 金 利 息	21,624	17,355
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	877	539
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
借 用 金 利 息	8,843	7,944
そ の 他 の 支 払 利 息	5,211	5,849
役 務 取 引 等 費 用	314,559	301,454
そ の 他 業 務 費 用	49,531	16,019
経 費	2,884,846	2,848,215
そ の 他 経 常 費 用	504,708	360,251
貸 出 金 償 却	1,258	51,609
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	415,098	245,662
一般貸倒引当金繰入額	28,082	1,714
個別貸倒引当金繰入額	387,015	243,947
そ の 他 の 経 常 費 用	88,352	—
経 常 利 益	286,666	333,844
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	5,948	5,254
固 定 資 産 処 分 損	724	2,139
減 損 損 失	5,224	3,114
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	280,718	328,589
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	125,730	160,652
法 人 税 等 調 整 額	△7,621	△28,883
法 人 税 等 合 計	118,109	131,768
当 期 純 利 益	162,608	196,821
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—	—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	162,608	196,821

注記事項（令和5年3月期）

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 13円64銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	2
鳳珠郡内	事業用資産	土地	0
合 計			3

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。
5. 追加情報
新型コロナウイルス感染症の影響へ対応する経済対策として導入された「民間金融機関における無利子・無担保融資制度」に伴い自治体から受取る利子補給金は貸出利息として計上しております。これに伴う貸出金利の計上額は175,054千円です。

③連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和3.4.1～令和4.3.31)	令和4年度 (令和4.4.1～令和5.3.31)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	18,473,660	18,621,382
利益剰余金増加高	162,608	196,821
親会社株主に帰属する 当期純利益	162,608	196,821
利益剰余金減少高	14,887	14,530
配当金	14,887	14,530
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	18,621,382	18,803,672

注記事項 1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2)経営内容

①～⑥ 当連結会計年度に係る主要な経営指標等

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	4,105	4,236	4,152	4,076	3,891
連結経常利益 (△は経常損失)	306	204	233	286	333
連結当期純利益 (△は当期純損失)	199	99	136	162	196
連結純資産額	19,419	19,071	19,684	18,629	15,796
連結総資産額	339,416	335,925	383,807	389,412	363,553
連結自己資本比率	13.36%	12.84%	13.37%	13.36%	13.22%

(注) 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(3)信用金庫法開示債権の状況

①～⑤ 連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,567	1,627
危険債権	3,198	3,887
三月以上延滞債権	21	27
貸出条件緩和債権	539	497
小計	5,327	6,040
正常債権	177,465	175,864
総与信残高	182,792	181,905

(4)連結セグメント情報

連結会社である「のとしん総合サービス株式会社」の事業は信用金庫業務のみとなっておりますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

3. 自己資本充実の状況(連結に関する事項)

■連結の範囲に関する事項

- ①当金庫の連結自己資本比率の算出対象会社(連結グループ)と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ②当金庫の連結グループは連結子会社1社で、その名称及び主要な業務の内容は、P. 63をご参照ください。
- ③自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の該当はありません。
- ④従属業務を専ら営む会社・新たな事業分野を開拓する会社で、連結グループに属していない会社の該当はありません。
- ⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は定めておりません。

■自己資本調達手段の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 21をご参照ください。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 21をご参照ください。

■自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,331	19,508
うち、出資金及び資本剰余金の額	742	735
うち、利益剰余金の額	18,621	18,803
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△18	△16
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	374	376
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	374	376
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,705	19,884
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	97
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	97
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	113	97
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	19,592	19,787
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	139,863	142,955
資産(オン・バランス)項目	135,489	138,275
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	4,241	4,479
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	131	200
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	1	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,716	6,707
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	146,580	149,663
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	13.36%	13.22%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。なお、当金庫グループは国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	139,863	5,594	142,955	5,718
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	133,594	5,343	136,129	5,445
(i)ソブリン向け	5,703	228	5,764	230
(ii)金融機関向け	15,355	614	18,169	726
(iii)法人等向け	55,513	2,220	57,428	2,297
(iv)中小企業等・個人向け	34,213	1,368	32,683	1,307
(v)抵当権付住宅ローン	2,266	90	2,088	83
(vi)不動産取得等事業向け	11,458	458	10,809	432
(vii)3月以上延滞等	345	13	324	12
(viii)その他	8,739	349	8,861	354
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,561	302	8,050	322
ルック・スルー方式	7,561	302	8,050	322
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	132	5	200	8
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,716	268	6,707	268
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	146,580	5,863	149,663	5,986

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関向け」「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスク相当額は、「基礎的手法」により算出しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
製 造 業	18,095	19,143	13,212	14,439	4,499	4,399	—	—	42	66
農 業、林 業	443	1,030	443	1,030	—	—	—	—	7	0
漁 業	198	228	198	228	—	—	—	—	3	3
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	17,791	17,140	16,891	16,440	900	700	—	—	18	1
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	5,659	6,016	657	614	5,001	5,401	—	—	—	—
情 報 通 信 業	803	797	111	105	600	600	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	5,033	4,981	3,821	3,769	1,202	1,202	—	—	1	—
卸 売 業、小 売 業	14,445	14,167	13,313	12,935	1,100	1,200	—	—	39	43
金 融 業、保 険 業	125,678	107,298	5,179	8,344	6,599	6,599	—	—	—	—
不 動 産 業	26,839	26,296	25,516	24,973	1,300	1,300	—	—	19	18
物 品 賃 貸 業	575	423	575	423	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技 術 サ ー ビ ス 業	5,146	5,205	5,137	5,197	—	—	—	—	0	2
宿 泊 業	6,634	6,516	6,634	6,516	—	—	—	—	121	102
飲 食 業	7,629	7,706	7,629	7,706	—	—	—	—	14	14
生活関連サービス 業、 娯 楽 業	4,152	3,815	3,951	3,614	200	200	—	—	17	16
教育、学習支援業	781	840	781	840	—	—	—	—	3	2
医 療、 福 祉	6,004	5,976	6,004	5,976	—	—	—	—	1	1
その他のサービス	10,100	9,768	10,060	9,728	—	—	—	—	21	20
国・地方公共団体等	74,166	68,620	28,575	26,126	45,587	42,490	—	—	—	—
個 人	34,000	32,801	34,000	32,801	—	—	—	—	36	32
そ の 他	26,197	29,408	—	667	11,818	14,918	—	—	—	—
業 種 別 合 計	390,378	368,182	182,699	182,481	78,809	79,011	—	—	348	327
1 年 以 下	31,244	83,795	23,786	27,609	4,851	3,778	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	81,501	39,499	16,517	16,153	9,584	11,410	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	24,631	14,487	16,364	12,498	5,981	589	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	23,621	31,262	16,137	17,968	4,884	10,583	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	51,468	50,836	40,289	43,452	10,265	4,953	—	—		
10 年 超	105,445	104,332	69,221	63,755	31,424	32,776	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の	72,464	43,968	382	1,043	11,818	14,918	—	—		
残存期間別合計	390,378	368,182	182,699	182,481	78,809	79,011	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	117,168	—	80,143
10%	—	46,138	—	47,056
20%	2,699	81,433	2,999	95,405
35%	—	6,475	—	5,967
50%	23,997	1,280	24,280	1,638
75%	—	36,073	—	33,982
100%	900	73,503	900	74,379
150%	—	90	—	68
200%	—	—	—	—
250%	—	620	—	692
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	667
合 計	390,378		368,182	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入部分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 27をご参照ください。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 27をご参照ください。

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 28をご参照ください。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫グループでは、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
オペレーショナル・リスク相当額	537	536

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当該取引は行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■当金庫グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当該取引は行っておりません。

■当金庫グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

当該取引は行っておりません。

■株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

（単位：百万円）

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
				貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
		うち益	うち損						
上場株式	令和3年度	—	—	330	328	△2	42	44	—
	令和4年度	—	—	242	274	31	49	17	—
非上場株式等	令和3年度	—	—	167	196	29	29	—	1,674
	令和4年度	—	—	167	219	51	51	—	1,700
合計	令和3年度	—	—	498	525	27	71	44	1,674
	令和4年度	—	—	409	493	83	101	17	1,700

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

信用金庫法施行規則に定める開示項目一覧

【単体ベースの開示項目】

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1)事業の組織…………… 8
- (2)理事及び監事の氏名及び役職名…………… 8
- (3)会計監査人の氏名又は名称…………… 5 5
- (4)事務所の名称及び所在地…………… 3 9

2. 金庫の主要な事業の内容…………… 1 1

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1)直近の事業年度の事業の概況…………… 9
- (2)直近の5事業年度の主要な事業の状況
 - ①経常収益…………… 6 1
 - ②経常利益…………… 6 1
 - ③当期純利益…………… 6 1
 - ④出資総額及び出資総口数…………… 6 1
 - ⑤純資産額…………… 6 1
 - ⑥総資産額…………… 6 1
 - ⑦預金積金残高…………… 6 1
 - ⑧貸出金残高…………… 6 1
 - ⑨有価証券残高…………… 6 1
 - ⑩単体自己資本比率…………… 2 2・6 1
 - ⑪出資に対する配当金…………… 6 1
 - ⑫職員数…………… 6 1
- (3)直近の2事業年度の状況
 - ①主要な業務の状況を示す指標
 - 7. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）…………… 6 1・6 2
 - ②資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支…………… 6 1
 - ③資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘…………… 6 2
 - ④受取利息及び支払利息の増減…………… 6 2
 - ⑤総資産経常利益率…………… 6 2
 - ⑥総資産当期純利益率…………… 6 2
 - ⑦預金に関する指標
 - 7. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高…………… 5 6
 - ⑧固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高…………… 5 6
 - ⑨貸出金等に関する指標
 - 7. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高…………… 5 6
 - ⑩固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高…………… 5 6
 - ⑪担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額…………… 5 6・5 7
 - ⑫使途別の貸出金残高…………… 5 7
 - ⑬業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合…………… 5 7
 - ⑭預貸率の期末値及び期中平均値…………… 5 7
 - ⑮有価証券に関する指標
 - 7. 商品有価証券の種類別の平均残高…………… 5 8
 - ⑩. 有価証券の種類別の残高…………… 5 8
 - ⑪. 預証率の期末値及び期中平均値…………… 5 8

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1)リスク管理の体制…………… 2 1
- (2)法令遵守の体制…………… 1 6

- (3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況…………… 1 3・1 4
- (4)金融A D R制度への対応…………… 1 8・1 9

5. 直近の2事業年度における財産の状況

- (1)貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書…………… 4 6～5 4
- (2)信用金庫法開示債権（リスク管理債権）の状況
 - ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権…………… 3 2
 - ②危険債権…………… 3 2
 - ③三月以上延滞債権…………… 3 2
 - ④貸出条件緩和債権…………… 3 2
 - ⑤正常債権…………… 3 2
- (3)自己資本の充実の状況
 - ①定性的な開示事項…………… 2 1～3 1
 - ②定量的な開示事項…………… 2 1～3 1
- (4)次に掲げるものに関する有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ①有価証券…………… 5 8～6 0
 - ②金銭の信託…………… 6 0
 - ③規則1 0 2条第1項第5号に掲げる取引…………… 6 0
- (5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 2 6
- (6)貸出金償却額…………… 2 6
- (7)会計監査人の監査を受けている旨…………… 5 4

6. 報酬等に関する事項

- (1)役職員の報酬体系…………… 3 5

※代表者の確認署名…………… 5 4

【連結ベースの開示項目】

7. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

- (1)主要な事業の内容及び組織の構成…………… 6 3
- (2)金庫の子会社等に関する事項…………… 6 3

8. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

- (1)直近の事業年度の事業の概況…………… 6 3
- (2)直近の5連結会計年度の主要な事業の状況
 - ①経常収益…………… 7 1
 - ②経常利益…………… 7 1
 - ③当期純利益…………… 7 1
 - ④純資産額…………… 7 1
 - ⑤総資産額…………… 7 1
 - ⑥連結自己資本比率…………… 7 1・7 2

9. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- (1)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書…………… 6 4～7 1
- (2)金庫及びその子会社等の信用金庫法開示債権（リスク管理債権）の状況
 - ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権…………… 7 1
 - ②危険債権…………… 7 1
 - ③三月以上延滞債権…………… 7 1
 - ④貸出条件緩和債権…………… 7 1
 - ⑤正常債権…………… 7 1
- (3)金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況
 - ①定性的な開示事項…………… 7 2～7 6
 - ②定量的な開示事項…………… 7 2～7 6
- (4)事業の種類別の経常収益・経常利益・資産の額…………… 7 1

10. 報酬等に関する事項

- (1)役職員の報酬体系…………… 3 5



のと共栄信用金庫

〒926-8601 石川県七尾市松物町 3 5 番地

TEL 0767-52-3450 (代表) / 54-0593 (直通)

FAX 0767-52-1305

E-mail: sousen@notoshin.co.jp

U R L : <https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>